

新居浜市 介護認定調査員マニュアル

令和元年度改訂版

I 認定調査票作成の基本ルール

1	共通ルール	P 1
2	注意すべき表現	P 2
3	概況調査欄	P 3
4	評価の三軸	P 3
5	適切な介助の方法	P 4
6	より頻回な状況（頻度）	P 4
7	使用しているサービス	P 5
8	記述量	P 5
9	メッセージ記号	P 6
10	事前点検	P 6
11	その他	P 7

II 選択肢の判定基準と特記事項の記述方法の注意点

1	特記事項の記述方法の注意点	P 8
2	“見守り等”の注意点	P 9
3	“麻痺”“拘縮”の判定	P 10～14
4	調査項目選択上の注意点等	P 15～69
5	認定調査における注意点	P 70



I 認定調査票作成の基本ルール

I-1 共通ルール

新居浜市では、認定調査票の作成において次のようなルールで運用しています。これは要介護認定適正化事業事務局からの指導に基づき、介護認定審査会との協議の上決めました。

- ① “介助されていない”・“できる”・“ない”以外の選択肢の場合は、特記事項に必ず記述する。“介助されていない”・“できる”・“ない”の選択肢の場合でも、審査会に伝えるべき内容がある場合は記述する。
特記事項に記述して“介助されていない”・“ない”を選択する場合は、その理由を明記するか文章の最後に『(特記のみの記載)』などと書く。
記述量が多くなる場合は、関連する項目をまとめて記載してもよい。ただしそれぞれの調査項目の内容と選択肢の根拠が含まれている記述とすること。
例) 1-3・4、1-6・8、1-7・9、2-1・2、2-3・4、2-5・6、2-7～9、2-10・11 など
- ② 1群から5群までは何らかの記述をする。特定の群においての全ての調査項目で該当の無い場合は群全体の説明を1行程度で簡単に記述する。
例) 3群が“できる”・“ない”のみの場合「各調査項目とも正答し、徘徊など行動もない。」
- ③ 6群は該当がある場合にはその調査項目について記述する。
該当がない場合は記述しなくてもよいが、入院中の調査については「該当の医療行為はない。」などと記述し、特別な医療について確認していることを示す。
- ④ 7群は必ず記述する。
- ⑤ 1-7（歩行）、2-1（移乗）、2-2（移動）、2-5（排尿）、2-6（排便）の項目は基本的に必ず記述する。
- ⑥ 1-1（麻痺）、1-2（拘縮）については選択がない場合でもなるべく記述する。特に1-3～9に該当がある場合は必ず記述する。麻痺も拘縮もない場合は「試行し、麻痺・拘縮ともなかった。」などという記述でよい。
- ⑦ 概況調査欄の書き方 ⇒ I-3へ
- ⑧ 適切な介助の方法を選択した場合の特記事項の記述方法 ⇒ I-5へ
- ⑨ 特定の場合は特記事項外枠に☆◎※の記号をつける。 ⇒ I-9へ

I-2 注意すべき表現

介護認定審査会において、次の表現について指摘がありました。

① 「年相応の物忘れはあるが…」「年齢相応の物忘れ程度であるため…」

次の理由により不適切な表現と考えられます。定義に基づき選択し「年相応の物忘れ」という表現はせず、**特記事項にはどのような物忘れなのか具体的な状態を記述する**ようにしてください。

- ・ 定義では年相応の程度だから選択しないことにはなっていない。
- ・ 年相応だということの判断を認定調査員の主観で決めるのは好ましくない。
- ・ 年齢と相応した物忘れという基準などない。

② 「認知があり…」「認知がすすみ…」

- ・ 「認知」という言葉は「認知する機能」のことであり、誰にでも有るものです。したがって「認知症」という意味での「認知」という表現は不適切です。
- ・ 「何らかの認知症の症状があり…」「認知症状があらわれ…」「認知機能が低下し…」など「**認知症**」「**認知症状**」「**認知機能**」などの言葉で表現しましょう。

③ 「成年後見人制度を検討している」

- ・ 正しくは「**成年後見制度**」です。

④ 「権利擁護を利用している」

- ・ 判断能力が不十分な人に対して社会福祉協議会が日常的な金銭管理や行政手続きを行う支援事業は、以前は「地域福祉権利擁護事業」という名称でしたが、事業に対し名称が大きすぎるという理由から、平成19年度に名称変更となり、現在は「**日常生活自立支援事業**」となっています。実施主体である社会福祉協議会が実施する際の名称は「福祉サービス利用援助事業」です。
- ・ 今後は「日常生活自立支援事業を利用…」あるいは「福祉サービス利用援助事業を利用…」という表現にしましょう。

⑤ 「…の既往（歴）があり、」

- ・ 「既往（歴）」は「過去に患った病気」という意味です。したがって、「認知症の既往があり、…」などという記述は誤りです。正しくは「**…の病歴**があり、」「**…の傷病**があり、」「**…を発症し**」などと記述してください。

⑥ 「OP」「HP」「DS」…

- ・ 「OP」は正しくは「OPE」ですが、「HP」や「DS」などと同様に省略した記載をせず、「手術」、「病院」、「デイサービス」などと正確な記述を心がけてください。

※ 調査対象者に身寄りがなく、重度の認知症や精神疾患がある人、虐待を受けている疑いを感じた人などであった場合、その他措置をすべきと思われる事例に遭遇した場合には、調査後速やかに介護認定係まで報告してください。

I - 3 概況調査欄

- ・本来は「家族の状況」「居住環境や生活に支障となっている環境の状況」「使用している機器等」を記載する欄です。
 - ・以上に加え、知り得る範囲で「傷病名」「申請に至る経緯(申請が必要となった時の状況)」「直近の変化(の有無)及びその状況」「利用しているサービス及びその必要性」「調査時の状況」を書き、最後に「同席者(の有無)」を記述します。
-

I - 4 評価の三軸

各調査項目が評価の三軸(「能力」「介助の方法」「有無」)のどれに該当するのかを意識して、特記事項に記述してください。

① 能力 「～すると…**できた**」「～しないと…**できない**」

- ・**試行**か聞取りか、聞取りになった理由を明確にします。(例 1-3②, 1-5②)
- ・病院や施設で試行できない場合や聞取りとなった場合には「…している」という様子の表現になることがあります。
- ・以上に加え、関連情報や付帯状況を加筆します。
- ・1群や3群では試行の有無を冒頭にまとめて、どういう理由で聞取りになったかを記述し、それから各調査項目の説明をするとわかりやすい場合が多いようです。

② 介助の方法 「～であるため、●●が週○回中△回程度…**の介助をしている**」

- ・どういう状況で、誰が、どのような介助をしているのか。なぜその介助が必要なのかがわかるように記述します。
- ・以上に加え、関連情報や付帯状況を加筆します。

③ 有無 「△△の行動が月○回程度**あり**、そのときには●●が…している」

- ・どのような言動がどのくらいの回数あり、それに対して誰がどうしているのかがわかるように記述します。
- ・以上に加え、関連情報や付帯状況を加筆します。
- ・△△の行動は具体的に書いてください。
(調査項目名のような説明はしない⇒ I - 11)

I-5 適切な介助の方法

適切な介助の方法を採用する場合は、**そのように判断する根拠を記述**する必要がありますので、次の内容を含んだ記述としてください。(例 2-1, 2)

- (A) その人の現在の状況
- (B) 不適切と思われる状況や理由
- (C) **適切である(必要である)と思われる介助の具体的内容**
「腰を支える」「手引き」「誘導」「服薬確認」など
- (D) 適切な介助の方法として採用する選択肢

(基本例文) 「…(A)…しているが、…のときには…(B)…になることがあり不適切な状況にある。適切な介助の方法として…(C)…が必要であると思われるため…(D)…を選択する。」☆

(訂正例)

「自分でトイレに行くがときどき間に合わず失禁があり、後始末は自分で行う。調査時にズボンの後ろが十分に上がっておらず、尿臭・便臭もあったため不衛生な状態であり “一部介助” と判断した。」☆

↓ ↓ ↓

「自分でトイレに行き介助なく排泄行為を行っている。週に1、2回間に合わないこともあるようだが失禁の後始末は何とか自分で行っている。調査時にズボンの後ろが十分に上がっておらず、また若干の尿臭と便臭があった。**肥満で手が後ろに回りにくい為清拭が不十分**と思われる。適切な介助として**清拭とズボンの引き上げ介助が必要**と思われたため “一部介助” を選択する。」☆

- 適切な介助の方法の選択肢が適切でない場合があります。不適切と思われる状況から、必要な介助の内容を特定し、それに合う選択肢を選択してください。

I-6 より頻回な状況(頻度)

より頻回な状況で選択する場合は、主に「介助の方法」の調査項目で時間帯や曜日や状態により複数の介護状態があり、より頻回な状況としてどちらかを選択する必要があります。「有無」の調査項目でも状態が異なることで選択対象が複数になり、より頻回な状況で選択する場合があります。

(基本文) 「1日3回(A)をしているが、1日1回(B)をしていることがある。**(A)の方が多いため、より頻回な状況から(C)を選択する。」◎**

- 調査日から過去1週間ぐらいでより頻回に見られる状況**で判断してください。
※1-11(つめ切り)は調査日から過去1か月ぐらいで判断
- 実際に介助が行われている場合、回数分だけ介護の手間が発生しているため、特に2-1・2(移乗・移動)、2-5・6(排尿・排便)は頻度を記述する。

I-7 使用しているサービス

介護予防で生活援助を受けている人は、特記事項を読んでもサービスの必要性に触れていないものが多く見受けられます。概況調査欄で説明できる場合は別として、「買物援助」は5-5、「調理」は5-6に記述できます。「掃除」や「洗濯」は直接該当する調査項目がないので、そのサービスを利用する原因(上肢麻痺や筋力低下、腰痛やリウマチなど)を概況調査欄などに記述しましょう。7群の後に別書きしてもかまいません。

通所リハビリを利用している人も、そのリハビリや回数の必要性に触れてください。デイサービス利用の場合は特に利用の必要性を感じられない記術が多いようです。「閉じこもり防止のため」「入浴はデイでのみ行っている」で済ませるのではなく、「なぜ閉じこもりを防止する必要があるのか」「なぜデイでのみ入浴しているのか」といった必要性や理由を特記事項に記述するようにしましょう。

I-8 記述量

- ・ 特記事項の記述量は多すぎるのも少なすぎるのもよくないようです。3枚目にかかる場合というのは各群の記述すべき量が多く、問題行動も多くあるような人です。また、簡潔すぎるのは状態像がつかめないものが多いようです。4群の記述は、簡潔すぎると家族や介護者の困りようが伝わりにくく、詳しすぎるとポイントとなる状況の印象が薄まってしまいます。
- ・ 介護認定審査会委員からは「身体機能低下タイプか認知機能低下タイプか混合型かを見極めて、そのうちの項目が介護の手間に関わる特徴なのかを考えて、**伝えるべきポイントを絞った記述**にしてほしい。できれば1枚以内が良いが、最近では情報量が増えていて、わかりやすくなってきているので、せめて1枚半以内が望ましい。」というのが大勢の意見のようです。
- ・ パソコンでの作成の場合は書き直しがまだ簡単ですが、手書きの場合には書く前からしっかり伝えるべきポイントを絞って、なるべく2枚以内で収まるようにしてください。
- ・ 特記事項は1枚あたり34行ありますが、20行に満たないものは記述量が少なすぎます。本人の状況や希望するサービスとの関係、できている状況も含めて十分な記述を心がけてください。
また、I-7の内容がきちんと書けているか必ず点検してください。(伝えたいつもりなのに書いてくれていないと後で指摘されないようにしましょう。)
- ・ 前回介護度が要介護2以上の人で30行に満たないものは情報を省略し過ぎと思われます。排泄や4群が伝わりやすく記述できているか再確認してください。

I-9 メッセージ記号

以下のメッセージ記号は審査会に伝えるためのツールです。

表示場所は特記記載欄の外枠のすぐ右外です。表示忘れに気を付けてください。

※で別書きした場合のみ、その文章の先頭とします。

★ **適切な介助の方法を採用した項目**

◎ **頻度で選択 または 選択に迷った項目**

※ **その人に特徴的な言動や項目**

※は多くつけ過ぎないように気を付けてください。1つか2つに絞りましょう。多くても3つまでだと思います。

I-10 事前点検

1 提出前の点検

- a 調査票上部の各項目の記入漏れの確認
- b 基本調査欄の確認（チェック漏れ、二重チェック、6群が全て“ある”）
- c 概況調査欄の確認（主訴・サービスの必要性、同席者等の記述）
- d 特記事項（選択肢に対応する記述になっているか、文章が途中で切れていないかなど）の確認
- e メッセージ記号の確認

2 特記事項の点検

- ① 1-1、1-2の内容が整容項目や食事摂取などの選択肢の説明と矛盾していないか。整容項目や食事摂取などの項目相互において矛盾がないか。
- ② 1-1～9の内容が移動、排泄などの選択肢の説明と矛盾していないか。移動、排泄などの項目相互において矛盾がないか。
- ③ 3群、4群に書き忘れがないか。7-1の判断に認知症によるものが含まれていないか。7-2の判断に身体機能によるものが含まれていないか。
- ④ 概況調査欄の利用サービスに必要性が感じられるか。理由が記述されているか。

I-11 その他

- ① **判定基準の表現をそのまま特記事項の記述としないでください。(例 1-5①)**
- ② テキストや参考書の記述例をそのまま使用することを習慣としないでください。
- ③ 枠からはみ出して記載しないでください。記載欄の右側は1文字程度しか読取りができません。
- ④ 個人名、生年月日、病院名など個人の特定につながる内容は書かないようにしてください。「姓名とも答える事が出来る」「『○○さん』と呼びかけると…」「大正○年○月○日と答えたが日は2日違っていた」「市内総合病院に入院…」などと工夫して書いてください。
- 解釈の生じる書き方はしないでください。**全ての項目に「“○○”を選択する」という結論を書く必要はありませんが、複数の要素が混じっているケース、あいまいな状況、確認した内容と家族の説明が異なる場合、適切な介助の方法の採用、より頻度な状況での選択は結論を明示してください。
- 結論がなく解釈の余地がある場合には複数の選択肢が考えられます。特に前回の選択肢と異なっていたりすると、審査会ではチェック誤りではないかという可能性も含めて検討することになりますが、結局真相は不明なので適切でない修正につながる恐れがあります。(例 1-8、2-5②)
- また、ニュアンスを汲みとらなければならない含みのある文章ははじめから避けてください。
- ⑤ **「介助」や“一部介助”という名の介助内容はありません。**したがって「家族が介助している」「職員が一部介助を行っている」などの表現は具体性がないので「家族が手引きしている。」「職員が背部を洗っている」などと具体的に介助内容を記述するようにしてください。
- “一部介助”を選択する場合、選択根拠の説明として、自分でできていることと、介助を受けていることの両方を基本的に記述してください。
- ⑥ **「支援が必要」という表現では、助言・見守りの程度なのか指示・命令・介助程度なのかが不明です。**具体的に程度を記述してください。書き分けをしないと5-3や7-2では選択肢が変わってきます。

Ⅱ 選択肢の判定基準と特記事項の記述方法の注意点

Ⅱ-1 特記事項の記述方法の注意点

① わかりにくい特記事項

頻度が記載されていない、定義に基づいていないなど、単純な間違いのある特記事項もありますが、次のような特記事項の記述は、対象者の状態像がわかりにくいので注意してください。

- ・ 定義とあまり関係のない様子ばかりを記述している。
- ・ 複数の選択肢に該当する表現が混在している。（例 1-13）
- ・ きれいな言葉を使用しているため、介護者の手間が感じられない。（例 2-6）
- ・ 選択肢の定義をそのまま記述している。（例 1-5①）
- ・ 個々の項目の説明は簡潔でわかりやすいが、全体を通して介護の必要性がどこにあるのかがわかりにくい。
- ・ 個々の項目の説明は詳しくよくわかるが、情報量が多すぎて必要とされるべき介護がわかりにくい。

② 4群の特記事項の記述で指導の多いパターン

4群の指導例として多いものに次のようなものがあります。4群はテキストの例示が少ないですが、定義の趣旨を理解して記述しましょう。

- ・ 頻度が記述されていない。
- ・ 介護者の対応や介護の手に触れられていない。
- ・ 定義の解釈に間違いがある。認知症に起因するような行動ではない。
- ・ 本来該当とすべき項目でない項目を採用している。
- ・ 複数の該当する説明のとき、定義上採用できるものとできないものの判断が間違っている。
- ・ ひとつの事例だけ描写し、そのような行為が繰り返されていることや、類似の行為があることの説明がない。
- ・ 具体的な説明がなく、定義に合致しているかどうかがわかりにくい。

※ 「特に対応が必要ではないため」とか「問題とはなっていないため」などとして”ない”を選択するのは誤りとなる項目があることに注意。特に条件が付されている場合（4-9, 11, 12）を除き、周囲の対応がなかったり介護の発生していなくとも既定の言動があれば選択する。（例 4-2）

※ 「幻視・幻聴」「暴言・暴行」「不潔行為」「異食行動」等の特定の異常行動については直接の調査項目は設定されていないので、どの項目で説明するか工夫する必要がある。

Ⅱ－２ “見守り等”の注意点

- ① 下の表のように、調査項目によって基準が異なり「認知症高齢者等」の場合や選択肢にも違いがあります。一つ一つの項目の基準の違いに注意しましょう。
- ② 基本的な定義は「常に付き添いの必要がある『見守り』『確認』『指示』『声かけ』」です。
 「常に付き添いの必要がある」は「見守り」「確認」「指示」「声かけ」の全てにかかりますから、どの場合においても常に傍らにいたる状態で、かつそうする必要が有ることが条件になります。
- ③ 「声かけ」：行為開始の促しは、排泄に対するもののみ“見守り等”を選択でき、それ以外は該当しません。
 行為途中での促しは“見守り等”に該当します。(例 2-5①, 2-7～9)

群一 項	評価項目	選択肢	基準・注意点	「認知症高齢者等」に関する基準
1-10	洗身	一部介助	見守り	—
1-11	つめ切り	一部介助	見守り、確認	—
2-1	移乗	見守り等	常に付き添う必要がある	確認、指示、声かけ
2-2	移動		見守り	
2-3	えん下	見守り等	実際に行われている「見守り」のほか、“できる”でも“できない”でもない <u>「能力」なので「適切な介助」は採用できない</u>	—
2-4	食事摂取	見守り等	常に付き添う必要がある見守り、確認、指示、声かけ、 皿の置き換え	—
2-5	排尿	見守り等	常に付き添う必要がある見守り、確認、指示、声かけ	トイレ等への 誘導に必要な 確認、指示、声かけ
2-6	排便			
2-7	口腔清潔	一部介助	見守り（確認、指示、声かけ）が行われている	—
2-8	洗顔			
2-9	整髪			
2-10	上衣着脱	見守り等	常に付き添う必要がある	確認、指示、声かけ
2-11	下衣着脱		見守り	
5-1	薬の内服	一部介助	薬を飲む際の見守り、飲む量の指示や確認等	—
5-2	金銭管理	一部介助	介護者が確認	—
5-5	買い物	見守り等	買い物に必要な行為への確認、指示、声かけ	—
5-6	簡単な調理	見守り等	確認、指示、声かけ	—

II-3 “麻痺” “拘縮” の判定

① “麻痺” “拘縮” と一次判定の基準時間

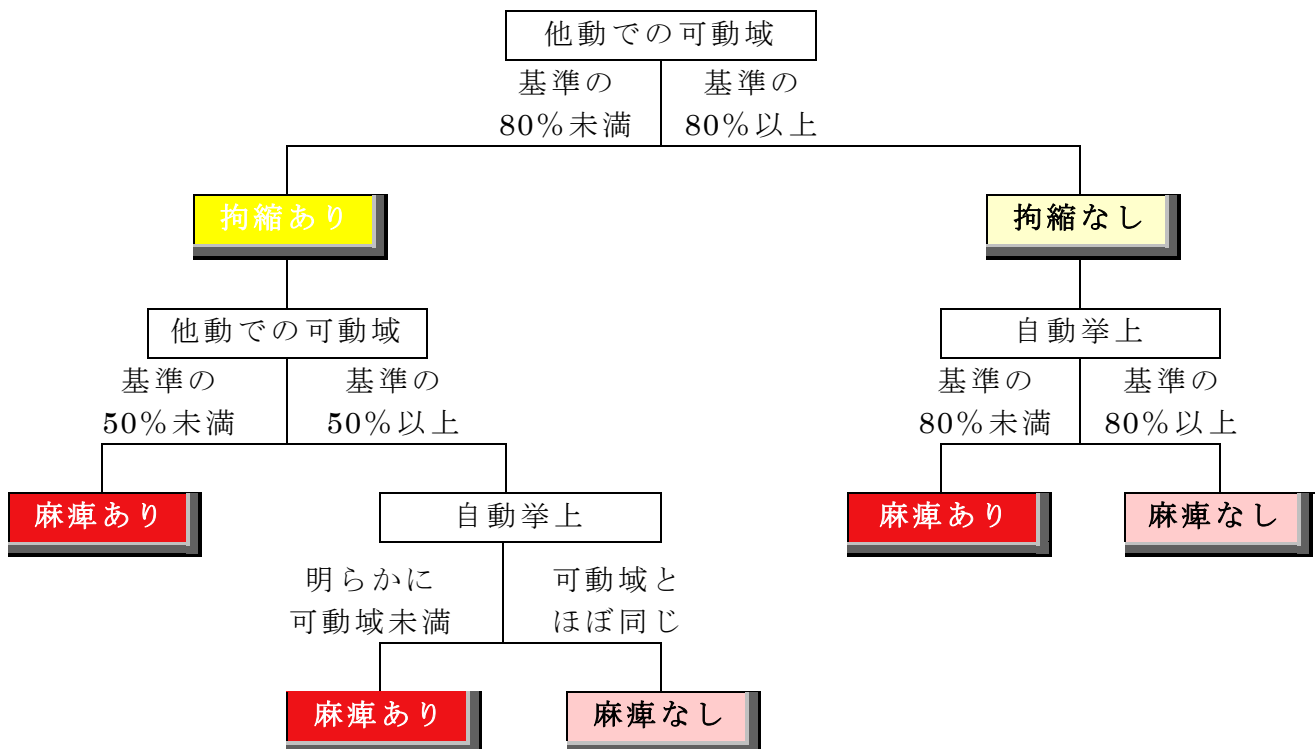
一次判定のロジック（樹形図）は、次のような傾向があります。

- ・“麻痺” “拘縮” があると「身体機能・起居動作」の中間評価項目得点は下がり、基準時間が増える（重くなる）場合が多い。
- ・“麻痺” “拘縮” による分岐では基準時間は減る（軽くなる）場合が多い。
- ・“麻痺” “拘縮” による分岐はほとんどが“麻痺” によるものである。

つまり、麻痺や拘縮のチェックが増えることによって基準時間が増えるとは限らず、基準時間が減ることも可能性としてあります。したがって、麻痺や拘縮のチェックは介護の手間の重度化につながるとは限らない、むしろ麻痺により軽度化する場合もある、ということになりますので、客観的な評価を心がけることができます。

② “著しい拘縮” と “麻痺” との関係（新居浜市における認定調査員の判定目安）

- ・ 麻痺の基準では「著しい可動域制限がある場合を含む」となっています。したがって著しい拘縮がある場合には麻痺も“ある”としてください。選択肢の可否は審査会が判断します。
- ・ **著しい拘縮は、基準の50%未満しか可動域がない場合とします。著しい拘縮ではない場合の麻痺の有無は、可動域とほぼ同程度挙上できるかどうかで判断することとしています。**
- ・ したがって“著しい拘縮” と “麻痺” との関係は次のフローチャートのようにになります。



③ 可動域等の表記と麻痺の表記

認定調査員テキストには麻痺・拘縮について定型的な表記がされていないので、介護認定審査会で検討した結果、次のような表記とすることにしました。

- i 上肢の麻痺、肩の可動域について、挙上や可動域に制限がある場合、その割合（〇割または〇％）で表記する。
- ii 下肢の麻痺、膝の可動域についても、挙上や可動域に制限がある場合、その割合（〇割または〇％）で表記する。

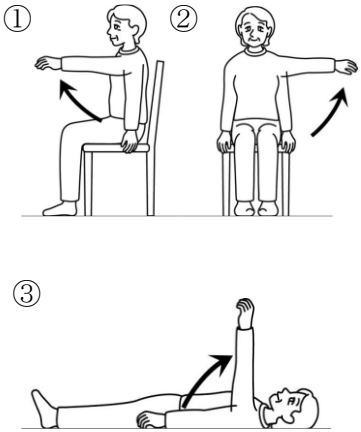
例) 旧表記：「両膝とも他動で伸展－20°、屈曲130°」



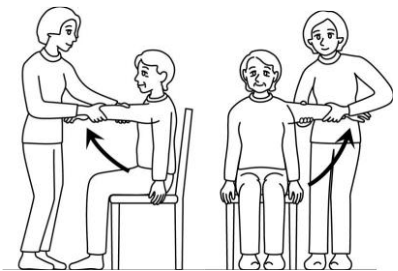
新表記：両膝とも **可動域は80%（8割）の伸展、屈曲に問題はない。**

認定調査員テキスト 2009

【1-1 麻痺の有無】

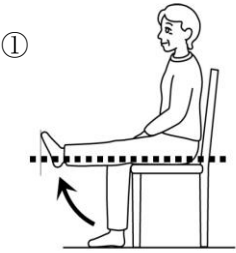
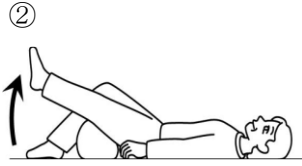
左上肢 右上肢	測定内容：座位の場合は、肘関節を伸ばしたままで腕を前方及び横に、自分で持ち上げ、静止した状態で保持できるかどうか確認する（肘関節伸展位で肩関節の屈曲及び外転）。どちらかができなければ「あり」とする。
	 <p>① 前方に腕（上肢）を肩の高さまで自分で挙上し、静止した状態で保持できるか確認する。</p> <p>② 横に腕（上肢）を肩の高さまで自分で挙上し、静止した状態で保持できるか確認する。</p> <p>③ 上肢を体側に添っておき、その位置から肘関節を伸ばしたまま腕を自分で挙上し、静止した状態で保持できるか確認する。</p>

【1-2 拘縮の有無】



肩関節	測定内容：前方あるいは横のいずれかに可動域制限がある場合を「制限あり」とする。
	 <p>図の説明：肩の高さくらいまで腕（上肢）を上げることができれば「制限なし」とする。</p>

認定調査員テキスト 2009

【 1 - 1 麻痺の有無】

左下肢 右下肢	<p>測定内容：膝を伸ばす動作により下肢を水平位置まで自分で挙上し、静止した状態で保持できるか確認する。（股・膝関節屈曲位での膝関節の伸展）</p> <p>① </p> <p>図の説明：①座位で膝を床に対して、自分で水平に伸ばしたまま静止した状態で保持できるか確認する。 （股関節屈曲位からの膝関節の伸展）</p> <p>② </p> <p>図の説明：②仰向けで膝の下に枕等を入れて自分で膝から下（下腿）を持ち上げ、伸ばしたまま静止した状態で保持できるか確認する。 （仰臥位での股・膝関節屈曲位からの膝関節の伸展）</p>
------------	---

【 1 - 2 拘縮の有無】

膝関節	<p>測定内容：伸展もしくは屈曲方向のどちらかに可動域に制限がある場合を制限ありとする。</p> <p></p> <p>図の説明：膝関節をほぼ真っ直ぐ伸ばした状態から90°程度他動的に曲げることができない場合に「制限あり」とする。</p> <p>座位、うつ伏せで寝た姿勢（腹臥位）、仰向けに寝た姿勢（仰臥位）、のうち、調査対象者に最も負担のかけないいずれか一つの方法で確認できればよい。</p> <p></p> <p></p>
-----	--

④ “軽度の麻痺”や“軽度の拘縮”について

- ・ 麻痺の基準では、軽度の可動域制限の場合にはその可動域の範囲で確認をするとなっています。つまり「拘縮はあるが麻痺はない」という状態があります。
- ・ 審査会において**基準や可動域の80%（8割）程度が可能であれば軽度と判断して“麻痺”や“拘縮”を採用するほどではない旨の指摘がありました。**

⑤ “麻痺”と“拘縮”についての選択目安

①～④により、次の表を新居浜市における認定調査員の選択目安とします。ただし、認定調査員テキストの基準のあいまいさを補強するためのものであり、基準そのものではないことに留意してください。

なお、上・下肢の麻痺の有無の動作確認（座位・仰臥位）及び膝関節の拘縮の有無の動作確認（座位・腹臥位・仰臥位）に対する選択目安は、いずれも次の表を参考にしてください。

【上肢】 【肩】		自動による挙上（筋力）		
		50%（5割） 未満	50%（5割） 以上80% （8割）未満	80%（8割） 以上
他動による 挙上（可動域）	50%（5割） 未満	拘縮あり 麻痺あり	—	—
	50%（5割） 以上80% （8割）未満	拘縮あり 麻痺あり	拘縮あり 麻痺あり or なし （※2）	—
	80%（8割） 以上	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺なし

※1 高さの目安は腕を伸ばした状態での目安表示であり、体格によって多少の差異が生じることに注意。肘に拘縮がある場合など高さで判断することが不適切であると思われる場合には脇の角度で判断してください。

【下肢】 【膝】		自動による伸展（筋力）		
		伸展50% （5割）まで	50%（5割） 以上80% （8割）未満	80%（8割） 以上
膝可動域	伸展50% （5割）まで	拘縮あり 麻痺あり	—	—
	50%（5割） 以上80% （8割）未満	拘縮あり 麻痺あり	拘縮あり 麻痺あり or なし （※3）	—
	80%（8割） 以上	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺なし

※2・3 自動と他動が同じ角度の場合「麻痺なし」、明らかに違う角度の場合「麻痺あり」になります。

注①：下肢の麻痺の判定

麻痺は運動能力（筋力）を評価する項目であり、椅子の高さ・座り方・円背の有無等により見た目の測定結果が変わりやすくなります。この点を考慮し、**座位で踵が10cm程度挙上できて5秒程度保持できた場合は麻痺なしに相当する筋力を保持していると判断し“麻痺なし”としてください。**

注②：二次判定時の適否の確認に必要なので、麻痺・拘縮の確認の際に**痛みの有無、支障を感じる場面等を聞き取り、特記事項に具体的に記述**してください。

④ 拘縮・麻痺の表記例

i 上肢：麻痺・拘縮なし

「上肢は麻痺・拘縮ともになかった。」

「上肢は他動では可動域に制限なし。自動では筋力低下により**肩の少し下程（90%位）まで**しか上がらなかったが基準近くまで挙上できたため麻痺なしとする。」

ii 上肢：拘縮あり麻痺なし

「左上肢は可動域に制限があり**6割程度の挙上**で痛みがあり試行を中止した。自動の試行は**他動の**ほぼ同程度の挙上であったため麻痺はなしとする。」

iii 上肢：拘縮なし麻痺あり

「両上肢とも他動は支障なかった。自動では一瞬は肩まで挙上できたが筋力低下のため保持できず**50%位の高さ**まで腕が下がったので麻痺ありとした。」

iv 上肢：拘縮あり麻痺あり

「脳梗塞後遺症で左片麻痺あり。**左肩肘強直し肩は他動で20%位しか開かなかった。**左上肢を麻痺、肩関節とその他を拘縮ありとした。」

v 下肢：麻痺・拘縮なし

「座位にて試行。他動による伸展は可能で自動でも**真っすぐ近くまで**挙げることができた。」

vi 下肢：拘縮あり麻痺なし

「極度のO脚で自動他動とも**6割ほどしか伸展**挙上できなかった。」

vii 下肢：拘縮なし麻痺あり

「膝は他動で伸びきらず**90%ほどの伸展**。自動では**60%ほどの伸展**であれば可能。屈曲は支障なし。」

viii 下肢：拘縮あり麻痺あり

「寝たきりで両下肢ともくの字に固まっており、他動でもほとんど動かない。」
「左膝関節悪く**可動域は6割ほどの伸展、9割ほどの屈曲、自動での伸展は5割**までの挙上。」

Ⅱ－４ 調査項目選択上の注意点、特記事項の記述訂正例

第１群（身体機能・起居動作）

１－１ 麻痺等の有無（有無）

基準等	運動機能の麻痺のみ対象
注意点	<p>感覚麻痺は特記事項でのみ記述する。選択肢の判断には反映しない。 振戦がある場合は、高さの保持の可否やどの部位から先の振戦かを記述 → 上下左右に揺れていても既定の高さまで保持できていれば“できる”とする</p> <p>※ 肩や膝に拘縮がある場合に可動域の範囲で麻痺の判断が変わります。 認定調査では次の目安に基づき判断してください。 可否は審査会で検討されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽度の拘縮 = 基準の半分以上挙上できるかどうかで判断する <ul style="list-style-type: none"> → 自動で同程度まで挙げられる ⇒麻痺“なし”とする → 自動で同程度までは挙げられない ⇒麻痺“あり”とする ・ 著しい拘縮 = 明らかに基準の5割未満しか挙上できない場合 ⇒麻痺も“あり”とする
Check	<p>試行の有無は記述しているか。座位での試行か、仰臥位での試行か 痺れなどの感覚麻痺で判断していないか 軽度の拘縮や著しい拘縮のときの判断ができていますか</p>

Before① 「確認動作はできた。右上肢は規定の高さまで挙上できず、下肢に麻痺はなかった。拘縮なし。」

→ 麻痺：右上肢

↓

After① 「試行を行った。右上肢はほとんど挙上できず、左上肢・両下肢には麻痺はなかった。右上肢を含め拘縮はなし。」

→ 麻痺：右上肢

Point 「確認動作ができた」のに右上肢が「挙上できない」というのは矛盾しています。

「確認動作はできた」という表現が紛らわしいので「試行を行った」などと異なる表現にしましょう。また、どの程度まで挙げることができたのかを特記に記述してください。

1-2 拘縮の有無（有無）

基準等	他動的に動かした時に、関節の動く範囲が著しく狭くなっているかどうか
注意点	<p>どちらかに可動域制限があれば“ある”という基準に注意 膝の 90° ～130° の屈曲は対象外（正座の可否は関係ない） 股関節は片側で 25 cm 開けば“なし” 円背や亀背で次のような場合には、その他“あり”を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立って水平より上に顔を向けられない ・仰向けに寝られない ・起き上がらないと寝返りできない <p>欠損の場合、麻痺・拘縮ともに、その他“あり”を選択</p>
Check	<p>試行の有無は記述しているか。 座位での試行か、仰臥位での試行か 円背・亀背は特記事項に詳しく程度を記述しているか 正座ができないことで拘縮と判断していないか</p>

B①「上肢は麻痺、拘縮ともなく、下肢に筋力低下がある。円背。」

→ 麻痺：右下肢、左下肢

↓

A①「両上肢は麻痺、拘縮ともなかった。両下肢に筋力低下があり自動では床から 1～2cm 程度しか上がらなかった。両下肢の拘縮はなし。仰向けに寝られない位の強度の円背であり拘縮の“その他”を選択した。」

→ 麻痺：右下肢、左下肢 拘縮：その他

Point 試行した結果の程度や筋力低下の程度が分かる具体的な表記をすべきです。できない場合はその程度も説明してください。「拘縮あり」とか「挙がらない」では程度の説明になっていません。「強い拘縮がみられ他動でも全く挙がらない」「拘縮があり可動域は他動で**基準の 50%程度**である。」などと記述すべきです。

また「円背」の程度が不明です。円背や亀背も程度により拘縮の対象とします。

1-3 寝返り（能力）

基準等	片側でも可、上半身だけでも可、側臥位から腹臥位も“できる”
注意点	加重の要件なし ⇒ 肘をついて加重してできる場合は“できる”
Check	布団などへの加重で“つかまれば可”にしていないか

B①「ベッド柵を持ってできる。」

→ つかまれば可

↓

A①「全身の筋力低下によりつかまらずには寝返りできず、ベッド柵を持って行っている。」

→ つかまれば可

Point 何かを持たないとできない場合は、その理由が記述されていないとその人の身体状態が把握できません。特記事項で十分説明してください。

B②「布団の端を持ち寝返りしている。」

→ つかまれば可

↓

A②「デイのロビーでの調査により試行できなかった。家族によると布団の端を持って寝返りをしているそうである。十分な支えとなっているわけではなく、他の身体機能の状態によりつかまりが必要な状態ではないと思われるため“できる”を選択した。」

→ できる

Point 試行の有無の説明がなく「寝返りする」と様子の表現になっています。また、なぜ「布団の端」を持つのかも不明です。聞取りとなった場合はその理由を記述してください。聞取りの内容が定義に照らしてどうなるのかについては正しく評価しなおします。

B③「肘でしっかり加重して寝返りできる。」

→ つかまれば可

↓

A③「手でふとんを押し付けて横を向く事ができる。」

→ できる

Point 寝返りと起き上がりの定義を混同しているケースがよく見られます。寝返りは加重でできれば“できる”です。よく似た項目でも条件の違いは把握しましょう。

1 - 4 起き上がり（能力）

基準等	寝た状態から上体を起こす
注意点	布団などへの加重⇒“つかまれば可” 起き上がりで肘をつく場合は注意 電動ベッドでギャジアップしてからの起き上がり ⇒ “できない”
Check	自然な行為として手をつけているのではないか

B 「ベッドに肘をつき起き上がりできる。」

→ つかまれば可

↓

A① 「ベッドに肘をつき体を押し上げるように加重してゆっくり起き上がりをする。」

→ つかまれば可

A② 「ベッドに肘をつき起き上がるが動作が自然にできており加重はなかった。」

→ できる

Point 肘をつくのは誰もがすることです。習慣的に支えているのか、あるいは加重しなければ起き上がれないのかという説明がありません。

「しっかりと加重」していることを記述しなければ“つかまれば可”を選択できません。できるだけ具体的な表現により、“できる”なのか“つかまれば可”なのかわかるようにしてください。

「座位保持」で「ベッドに手をつき端座位できる」も「立ち上がり」や「立位」で「サイドテーブルに手をつき…」も同様です。

この訂正例のように具体的であれば、「…できる(できない)」の表記でなく「…する(している)」という表記でも十分に能力について確認をしていることが分かるのでOKだと思いますが、まずは基本に忠実に「…できる(できない)」の表記に努めてください。

1 - 5 座位保持（能力）

基準等	背もたれがない状態での 10 分間保持
注意点	加重してできれば“自分で支えれば可” 背もたれがないと保持できない ⇒ “支えが必要”
Check	普段の座っている様子で判断していないか 食事や診察時の座位の様子も参考にしたか

B①「自分の手で支えればできる。」

→ 自分で支えれば可

↓

A①「腰痛があり支えなしでは座位保持は困難。ベッドにしっかり手をついたり柵を持ったりすれば10分程度の保持はできる。」

→ 自分で支えれば可

Point 選択肢自体が「自分の手で支えればできる」ですよね。その表現をそのまま書いて済ますことは何も説明していないのと同じです。

B②「日中起きているときは、背もたれのある椅子に座って過ごしている。」

→ 支えが必要

↓

A②「日中起きているときは、背もたれのある椅子に座って過ごしているが、食卓での食事の際はもたれずに食べているそうであり“できる”を選択。」

→ できる

Point 試行の有無が書かれていません。また、様子の記述となっており能力の説明にはなっていません。修正文は結果として“できる”の記述であるため試行の有無の記載は不要としました。基本的には様子の記述だけで“できる”以外を選択することは不可だと考えてください。仕方なくそうせざるを得ない場合は、その理由を特記事項に記述してください。

1 - 6 両足での立位保持（能力）

基準等	両足での 10 秒間の保持
注意点	加重してできれば“支えがあれば可” 片足が拘縮・欠損で義足不使用のような場合は片足の立位保持で判断 介護者が支える場合、どのように支えなければならないか詳細に記述
Check	試行はしたか 1 - 7, 8, 9 と整合性はあるか

B 「手すりにつかまり横から体を支えれば 10 秒程度はできた。」

→ つかまれば可

↓

A 「手すりを持ち試行するが腰折れしそうになり、横から体を支えて 10 秒程度可能であった。」

→ できない

Point 支えの程度によっては立位保持できていないという判断が成り立ちます。

この例は選択肢の間違いのようにみえますが、1-1 で著しい筋力低下に触れられた上で「腰折れしそうになり」という説明があると歩行など他の項目の説明の組み立ても変わってくるので、なぜ体を支えたかの理由や様子を記述する必要が生じました。

1 群では「支えがあればできる」とか「家具などに伝わればできる」とか簡単に書いているものが多いのですが、1 群全体の組み立てとして十分に説明できているかどうかには注意が必要です。

1-7 歩行（能力）

基準等	5 m以上の 連続歩行
注意点	リハビリの様子では判断しない 介護者が支える場合、どのように支えなければならないか詳細に記述 視力障がい者の「伝い歩き」「杖つき歩行」に注意。方向確認のための杖 使用などは“できる”
Check	試行はしたか 2-2（移動）の説明のような記述になっていないか

B 1-7 「室内は歩行器を使用して歩行できるが右足が上がりやすく、すり足歩行で転倒の危険がある。体幹のバランス悪く、室外は歩行できず車いす介助をしている。」

→ つかまれば可

↓

A 1-7 「体幹のバランスが悪くつかまりなしの試行は危険であるため行わなかった。普段屋内では歩行器を使用しており“つかまれば可”を選択。すり足歩行である。」

2-2 「歩行器を使用して介助なく自力で移動している。すり足歩行で転倒の危険があり家族が気をつけている。外出時や病院では長男の妻が車いすの駆動介助をしている。家で常に付き添いが行われているわけではないため“介助されていない”を選択。」

→ 1-7：つかまれば可 2-2：介助されていない

Point 歩行の調査項目なのに移動の説明のような記述になっています。これは評価の三軸の理解が混同しているためだと考えられます。

同じ様子でも「能力」「介助の方法」の二つの側面から 1-7 と 2-2 に書き分ける必要があります。この場合「すり足歩行」であることは、歩行の能力と転倒の危険性の両方の要素を持つためどちらにも記述すべきものと思われれます。

1 - 8 立ち上がり（能力）

基準等	座位（椅子・ベッド）からの立ち上がり
注意点	加重してできれば“つかまれば可”
Check	試行はしたか 床からの立ち上がりで判断していないか

B 「朝起きたときや日によっては台に手をついても立ち上がることができず、妻に手を引き上げてもらい立ち上がる。夜間トイレに行くときも立ち上がれず、妻を起こして介助してもらう。」

→ つかまれば可

↓

A 「日中や普段は台に手をつき加重して自分で立ち上がることができ、調査時も同じようにできた。朝起きたときや日によっては台に手をついても立ち上がることができず、妻に手を引き上げてもらい、また夜間トイレに行くときも立ち上がれず、妻を起こし介助してもらうそうである。日中はほとんど横になっていて、食事やトイレなど自分で立ち上がることのほうが多く、より頻回な状況から“つかまれば可”を選択」◎

→ つかまれば可

Point 文章全体としては自分で立ち上がることができることを前提にしているようですが、できるときとできないときの頻度が不明なため選択が正しいのかどうか判別できません。試行の結果も不明です。

能力の項目ながら日頃の頻回な状況により選択した場合ですが、この例の場合で妻の介助によるときのほうが多い場合は“できない”を選択することになります。2種類の選択肢がありうるそれぞれの状況と頻度をわかるように書き、さらに判断の根拠がわかる記述を工夫しましょう。

1 - 9 片足での立位（能力）

基準等	左右いずれかの足で1秒間の保持
注意点	試行できなかった場合に玄関や階段の昇降や入浴時の行為など、他の生活の様子で判断することも必要 介護者によって支えないとできない ⇒ “できない”
Check	試行はしたか。玄関框、階段、浴槽などでの様子でも状況を捕捉したか

B 「試行せず。迎えに出てきたとき玄関框を上げる様子より可能であると判断した。」
→ 支えがあれば可

↓

A 「調査日は足が痛いということで試行してもらえず、1秒は無理だろうということであるが、迎えに出てきて玄関框を上がる時、下駄箱に手をつきながらゆっくりと上がっており、支えがあれば1秒程度は可能であると判断した。」
→ 支えがあれば可

Point 試行しなかった理由がなく「…様子より…」とありますが様子が書かれていません。試行以外の調査時の様子から選択する場合は判断の根拠となった様子を詳しく記述する必要があります。

1 - 10 洗身（介助の方法）

基準等	入浴や洗髪行為は含まれない 清拭のみは“行っていない”
注意点	選択肢に“見守り”はなく、見守りが行われている場合は“一部介助” 「認知症高齢者等」に関する基準なし ※ 見守りが浴室内で傍らにいるか、浴室外か、ときどき確認・声掛けに来るのか等をきちんと聞取って判断すること ※ 浴室内で傍らにいて、転倒に対する見守りを行っている場合は、洗身の見守りを同時に行っていることとし、“一部介助”を選択する
Check	どこで洗身しているのか、場所をきちんと書いているか 見守りはそうする必要はあるか。浴室内でずっと側についているか 介助を受けている場合、なぜ自分でできないのかの説明ができているか

B①②「自分で前くらいは洗うことができる。」

→ 一部介助

↓

A①「デイでは入浴せず自宅でシャワー浴を行っている。手が届く範囲を洗いその他は流す程度だそうだ。背中がかゆくなることがあるそうで清潔保持として背部などの洗身介助が必要であるため適切な介助として“一部介助”を選択した。」☆

→ 一部介助

A②「入浴は週3回デイでのみ行っている。前は自分で洗い他の部分は職員が洗っている。職員によると前身の洗い方が不十分とを感じるそうだが恥ずかしいのか洗わせようとしなないため全身を洗い直しているということはない。」

→ 一部介助

Point 入浴はどこでするのか、前は自分で洗う能力があるとしても実際に洗っているのか、残りは誰かが洗うのか流すだけなのか、など詳細が説明されていない例です。

調査員に聞いて書き直すと、かなり記述内容や印象が変わる2例。適切な介助の方法と洗い直しに触れる文に変化しました。適切な介助としては「背部の洗身介助」が必要な介助としています。施設での入浴では、残り部分を洗う場合と洗い直している場合があり、選択肢が異なってきますので、きちんと確認してその内容を最後まで書ききる必要があります。

B③「自分でシャワー浴をしているが転倒しないようヘルパーが見守っている。」

→ 一部介助

↓

A③「デイでは入浴せず自宅でチェアに座り自分でシャワー浴をしている。以前入浴時に転倒したことがあるためヘルパーの訪問中に洗うようにしており、ヘルパーは合間で様子を確認している。」

→ 介助されていない

Point 洗身時の見守りは、洗身の見守りなのか転倒の見守りなのかきちんと確認しましょう。入浴（洗身）中ずっと浴室で傍らにいるのか、脱衣所にいて様子をうかがっているのか、合間の様子見なのかによって選択肢が異なってきますので、確認が必要です。

1-11 つめ切り（介助の方法）

基準等	準備～つめを切る～切ったつめを捨てる
注意点	選択肢に“見守り”はなく、見守りが行われている場合は“一部介助” 「認知症高齢者等」に関する基準なし
Check	介助を受けている場合、 なぜ自分でできないのかの説明 ができていないか 施設などで過剰な介護になっていないか 介助は全部か一部かをきちんと書けているか

B①「妻がすべて切っている。」

→ 全介助

↓

A①「上肢の筋力低下のため、握力がなく自分ではうまくできないので妻がすべて切っている。」

→ 全介助

Point なぜ介助を受けているのかがわかるように記述しましょう。

B②「本人は自分で切っているというがかなり伸びていた。爪を切るという意識がないようで不適切な状況であると思われるため介護者の介助が必要である。」☆

→ 全介助

↓

A②「本人は自分で切っているというがかなり伸びていた。爪を切るという意識がないようであるが何か月も切っていないということではなく、デイに確認すると月に1回程度説得して切っているという。」

→ 全介助

Point 伸びた爪で不適切だとするのは良いのですが、そこで終わらせると正確な状況把握とはいえません。この例では、切っていないなら伸びようが違うのではないか、足の爪の様子はどうだったか、という指摘から、再度状況を把握し直したものです。本来あるべき頻度とは言えませんがデイでのみ切ってもらっていることは事実ですのでそのまま”全介助”としたものです。

1 - 12 視力（能力）

基準等	見えるかどうか
注意点	見えたものが何であるかがわかる必要はない 視力確認表は必ず正面に置く 視力確認表での確認の前に、まずは日常生活の様子での支障の有無で判断
Check	日常生活の様子は確認できているか いきなり視力確認表で確認していないか

B①「1m離れた視力確認表が見えた。」

→ 1m先が見える

↓

A①「白内障があり見えにくいと言うが、試行により1m先の視力確認表がみえた。眼鏡をかけて新聞なども読んでおり“普通”を選択した。」

→ 普通

Point 新聞、雑誌などの字は見えないのか確認した上で視力確認表での確認に移ってください。

いきなり試行するのではなく、定義にある選択基準の意味をくみ取ってください。

B②「寝たきりで反応もない。」

→ 判断不能

↓

A②「寝たきりで普段反応はないが、家族によると横を通る時とき、追視をしていることがあり、ある程度は見えているのではないかと思っているということだった。確認はできないが家族の説明より“ほとんど見えない”とした。」

→ ほとんど見えない

Point 結論としては“判断不能”とすべきだったのかもしれませんが、家族の意見を尊重したものです。一次判定では“判断不能”と“ほとんど見えない”では中間評価項目得点でも樹形図でも変わることはありません。

訂正前の文面は事実のとおりなのかもしれませんが、対象者を詳しく伝えようとする意識が薄いのではないのでしょうか。寝たきりでも反応がない場合でもその人なりの様子はありますので、状況の把握に努めてください。

1-13 聴力（能力）

基準等	聞こえるかどうか
注意点	聞こえた内容がわかる必要はない ・聞き返しがあり、大きな声で聞こえる ⇒ “やっと聞こえる” ・ 耳元で大声、かなり大声 でないと聞こえない ⇒ “大声が聞こえる” ・ほとんど聞こえないことが確認できる ⇒ “ほとんど聞こえず”
Check	耳元で大声、かなり大声までではないのに“大声が聞こえる”にしていな いか “やっと” “大声” “ほとんど” の区別はできているか

B 「大きな声で話すとやっと聞こえた。」

→ 大声が聞こえる

↓

A 1 「(施設内の調査で) 周りが騒がしく大きな声でないと聞き取りにくかった。耳元で言わないと聞こえないというほどではないため “やっと聞こえる” を選択。」

→ やっと聞こえる

↓

A 2 「(施設内の調査で) 周りが騒がしく大きな声でないと聞き取りにくかったが、耳元で言わないと聞こえないというほどではない。職員によると離れた所からの呼びかけが聞こえてなかったり、テレビの音量をかなり大きくすることがあったりするそうで “やっと聞こえる” を選択。」

→ やっと聞こえる

Point 大きな声で話すのは “やっと” で、耳元での大声か、かなり大声でないと聞こえないのが “大声” です。 選択肢の略称で判断しないように注意してください。聴力は基準自体があいまいで紛らわしいのですが、定義を外さずに選択してください。3-1 や 5-3 も同様に紛らわしい選択肢の略称ですので注意が必要です。

また、調査時の環境にも気をつけましょう。調査にふさわしくない場所で調査せざるを得なかった場合は、本来ふさわしい場所だとどうなのかを必ず確認しましょう。

第2群（生活機能）

2-1 移乗（介助の方法）

基準等	座位から座位への臀部の移動
注意点	立位から座位という基準ではない 歩行可能で車いすを使用していない人は、多くの場合立位から座位への様子で判断 ・介護者が手を添える、体を支える ⇒ “一部介助” ・介護者が体を抱える、運ぶ ⇒ “全介助”
Check	座位から座位で判断 安易に適切な介助の方法を採用していないか 採用した適切な介助の方法の選択肢は適切か

2-1, 2

B 「日中独居で自宅内は伝い歩きをしているがふらつきあり。また椅子に座るときにドスンと座っている。移乗・移動ともに見守りが必要であると判断した。」☆

→ 移乗：見守り等

移動：見守り等

↓

A 「日中独居で家の中は必要なところに手すりをつけている。ふらつきはあるが伝い歩きで転倒しないよう気をつけて移動しており移動時の転倒はほとんどない。座位から座位への移乗の機会は普段あまりないが、立位から座位へは下肢筋力低下のため食卓椅子やトイレに座るときにゆっくりと座ることができず、ドスンと倒れ込むように座っている。座るときに過去に何度も転倒していることもあり、腰を支えるなどの介助が必要と考え移乗に“一部介助”を選択する。」☆

→ 移乗：一部介助

移動：介助されていない

Point 独居でふらつきがある場合に安易に“見守り等”や“一部介助”をとるべきではありません。この場合のように手すりがあり本人が気をつけていて転倒することもない場合には適切な介助を採用するほどではないと思われます。

「座位→座位」が移乗であり「立位→座位」は本来移乗ではないことに注意して記述しましょう。その上でこのケースでは、転倒の危険性により、類似行為として移乗で適切な介助の方法を選択しています。また、単に「見守り」にするのではなく、「腰を支える」という行為を具体的に想定して”一部介助”を選択したことは評価できると思います。その人にとって何の介助が必要であるかはきちんと見極める必要があります。

2-2 移動（介助の方法）

基準等	食事、排泄、入浴の場所への移動（屋内での移動） 移動の手段は問わない ・移動の途中で介助 ⇒ “一部介助” ・自走のときと、介助で移動するときがある ⇒より頻回な状況で選択
注意点	外出行為は含まない
Check	外出時の介助の有無で判断していないか ふらつき程度で適切な介助の方法を採用していないか

B 「独居で自宅内は伝い歩きをして自力移動しているが、ふらつきがあり危険であるため週3回のデイや病院、娘との買い物時や散歩では車いす介助を受けている。より頻回な状況で“一部介助”とした。」◎

→ 一部介助

↓

A 「…病院、娘との買い物時や散歩では車いす介助を受けている。より頻回な状況で“介助されていない”とした。」◎

→ 介助されていない

Point デイでの車いす介助はよしとしても、娘との買い物時や散歩は外出時の状況です。自宅では明らかに自力移動していますから日常のより頻回な状況としては“介助されていない”となります。
定義外である外出の様子を含めて判断しないようにしましょう。
(適切な介助の方法を採用する場合は別です。)

2 - 3 えん下（能力）

基準等	食物を経口より摂取する際の飲み込み
注意点	“見守り等”は見守りが行われている場合のほか、“できる”でも“できない”でもない場合も含まれる 刻み・トロミ食などの手間は含まれない 「介助の方法」ではないので「適切な介助の方法」は採用できない
Check	咽せる程度で“見守り等”にしていないか 適切な介助の方法を採用していないか

B①「食事のときに咽込みがあるため、トロミ食にして妻が見守っている。」

→ 見守り等

↓

A①「（1年前の）入院以来食事で咽込むことが増え、トロミ食になった。現在も刻みやトロミを付けた食事にしており、あまり咽ることはなくなっている。妻と一緒に食事をしながら気遣っている。」

→ できる

Point 文面からは、トロミ食だから“見守り等”を選択したのか、それでも咽るから選択したのかがよくわかりませんが、いずれにしても間違いです。

刻み食やトロミ食にしていることは選択の根拠にはなりません。トロミ食にしているにもかかわらず咽る、ということ判断基準にする必要があります。

また、「咽る」ということだけで“見守り等”を選択するのも適切ではなく、咽せる程度によります。過去に**誤嚥をしたことがある**とか咽せだすと**咳き込んで止まらない**ということが**毎食のようにある**のか、咽せた時ときに気を付けるように声かけする程度か、**背中をしばらく叩くようにしている**のか等、そうした状況から**「見守りの必要がある」と思われる場合に限って“見守り等”を選択してください。**この例では咽せようや妻の携わり方から“できる”に変更することになりました。

B②「食事の度に何度もひどく咽込み誤嚥の心配がある。独居の為介助する者がいないので不適切な状況にあり咽た時に背中をたたくなどすべきで適切な方法として“見守り等”を選択した。」☆

→ 見守り等

↓

A②「食事の度に何度もひどく咽込み誤嚥の心配があり“見守り等”を選択した。独居で介助者はいないが咽た時に背中をたたくなどの介助が必要である。」

→ 見守り等

Point 「能力」の項目なので「適切な介助の方法」の選択はできません。しかし大抵の場合は“見守り等”にできますので表現を工夫しましょう。

2-4 食事摂取（介助の方法）

基準等	配膳後、食器から口に入れるまでの行為 経管栄養などの注入行為
注意点	配膳、片付け、食べこぼしの掃除は含まれない エプロンをかける、椅子に座らせる行為は含まれない 食事量、適切さを評価する調査項目ではない ・皿の置き換え ⇒ “見守り等” ・(食卓で)魚の骨をとる等の食べやすくする行為 ⇒ “一部介助”
Check	偏食を根拠に選択していないか

B 「好きなものだけを食べるので見守りや声かけを行い、嫌いなものも少しは食べられるようにしている。」

→ 見守り等

↓

A 「食事摂取は箸で食べている。好きなものだけを食べて嫌いなものを食べようとしないので、嫌いなものも少しは食べられるように妻が声かけをしている。」

→ 介助されていない

Point 「食事摂取」とは「配膳後の食器から口に入れるまでの行為」のことで、定義には「食事の量、適切さを評価する項目ではない」とあり、偏食や好き嫌いの指導や声かけは関係ありません。4群の「精神・行動障害」で性格的なものを除くように、個人の好みである「好き・嫌い」に対する声かけは「食事摂取」の行為としての“見守り等”に該当しないことは歴然です。実際にその行為における場において「見守り」や「声かけ」があっても、定義外の場合もあることに注意しましょう。

“見守り等”には「皿の置き換え」も含まれていますが、認知症高齢者等で目の前の物だけを食べ続ける場合や、視野狭窄で見えていない食器がある、あるいは麻痺等により食器に手が届かないような場合も“見守り等”に該当するものと考えられます。

2 - 5 排尿（介助の方法）

基準等	排尿動作（ズボン・パンツの上げ下げ、排尿行為）～清拭～水洗 ポータブルトイレや尿器の排尿後の掃除、オムツやパッドの交換、 抜去カテーテルの後始末
注意点	トイレまでの移動は2 - 2（移動）で評価 便座への移乗は2 - 1（移乗）で評価 失禁時の衣服の着替えは2 - 1 0・1 1（上・下衣の着脱）で評価 認知症高齢者等に対しては、 排泄のみ行為開始の声かけで“見守り等”を選択してもよい ポータブルトイレの後始末をまとめてする場合は、その使用回数分後始末があったと考える。 下衣の上げ下げは介助してもらおうが排泄の衣服の上げ下げでは介助されていない人がいるので、確認と特記事項での説明が必要
Check	移乗や移動などで評価すべきではないか ズボン・パンツの上げ下げ、清拭の確認はできているか

B①「尿意が微妙であるためトイレ誘導の声かけが必要で“見守り等”とした。」☆
→ 見守り等

↓

A①「家族によると、トイレに間に合わず漏らすことが1日に3回程度あるそうだ。後始末は自分でやっている。家族は尿意が弱いからではないかと思っている。トイレ誘導の定期的な声かけが必要であると思われ、適切な介助として“見守り等”を選択する。」☆
→ 見守り等

Point 「尿意が微妙」という表現では具体的にどんな状況なのかがはっきりとしません。一つ一つの要素を丁寧に表現してみると訂正文のようになりました。

せめて「尿意が微妙なため漏らすことがあるが、後始末は自分でやっている（1日に3回程度）。適切な介助としてトイレ誘導の定期的な声かけが必要であると思われる。」くらいの文にしてください。

通常誘導のための声かけは認知症高齢者等に対する場合ですが、行為開始の声かけは排泄に関してのみ該当し、このようなケースでは“見守り等”が選択できます。排泄以外の項目では選択できませんので注意してください。

B②「日中はトイレで介助なく行すが、夜間はポータブルトイレを使用。後片付けは朝ヘルパーが行っている。」

→ 一部介助

↓

A②「頻尿で移動に時間がかかるため日中は自分で定期的（2時間に1回程度）にトイレに行っている。夜間はポータブルトイレを使用し（5回程度）、朝ヘルパーが後片付けを行っている。頻度より“介助されていない”とした。」◎

→ 介助されていない

Point 排尿行為の昼と夜の回数が不明なので判断できません。

ポータブルトイレの片付けは、一括して行う場合は回数に限らず「排泄後の後始末」として“一部介助”になりますが、これは、ポータブルトイレの使用回数分片付け介助があったとみなすということです。全ての排泄がポータブルトイレである場合に、例えば10回使用して片付けが一括して1回の場合、10回できていて1回しか片付けがされていないと考えると“介助されていない”になってしまいますが、正しくは10回できていて10回片付けがあったとみなして“一部介助”というふうに考えます。

排泄でこのケースのように時間帯で異なる場合にはそれぞれの頻度で判断することになりますので特記事項には必ず頻度を記述してください。

2 - 6 排便（介助の方法）

基準等	排便動作（ズボン・パンツの上げ下げ、排便行為）～清拭～水洗 ポータブルトイレなどの排便後の掃除 オムツやリハビリパンツの交換、ストーマの準備・交換・後始末
注意点	トイレまでの移動は2 - 2（移動）で評価 便座への移乗は2 - 1（移乗）で評価 失禁時の衣服の着替えは2 - 1 0・1 1（上・下衣の着脱）で評価 認知症高齢者等に対して、 排泄のみ行為開始の声かけで“見守り等”を選択してもよい ポータブルトイレの後始末をまとめてする場合は、その使用回数分後始末があったと考える。 下衣の上げ下げは介助してもらおうが排泄の衣服の上げ下げでは介助されていない人がいるので、確認と特記事項での説明が必要
Check	移乗や移動などで評価すべきではないか ズボン・パンツの上げ下げ、清拭の確認はできているか

B 「トイレは介助なく自分で行っているが、緩下剤を使用しているため下着が汚れていることがあり家族が気をつけて下着の交換を介助している。」

→ 一部介助

↓

A 「トイレは介助なく自分で行っている。数年前に便秘気味になったことがあり、それ以来緩下剤を習慣的に使用しており、一日に何度も少量の便失禁を繰り返している。家族が下着の汚れに気づくと下着の交換をしている。その時には臀部や周辺の清拭もしており、汚れがひどいときはシャワーに連れていく。排便時に便器を汚していることも2日に1回程度あり、トイレの後に確認するようにしている。安心パンツなどは本人が嫌がって、そのため居室が汚れていることもあり、着替え、洗濯、清拭、掃除と大変手間がかかっている。」

→ 一部介助

Point 失禁したときの衣服の着替えは「着脱」で評価しますので、排泄の介助と混同しないようにしましょう。修正前の文では下着交換介助のみ行われていることとなりますので選択肢は“介助されていない”になってしまいます。

この特記のように特徴的な出来事は、きれいな言葉で簡潔に書く、ということはない方がよいと思います。あるがまま、聞いたままで書くと様子がよくわかる説明になります。同じ“一部介助”でも、手間は千差万別です。失禁した衣服の着替えにとどまらないように、どんな後片付けがあるか、どのくらい手間がかかっているかを日常的な言葉でしっかり詳しく書きましょう。この訂正文でも居室の汚れ方などを省略していますので、まだきれいに、まとめすぎているくらいだと思います。

2-7 口腔清潔（介助の方法）

基準等	歯ブラシ等の準備～歯磨き粉を付ける～ 義歯をはずす ～うがい
注意点	準備も含む 。洗面所への誘導・移動や清掃は含まれない 全て介護者がやり直す ⇒ “全介助” 行為開始の声かけは該当しない 義歯の取りはずしのみ、うがいのみできる ⇒ “一部介助” 水を含むことはできないが、すすぐことのみできる ⇒ “全介助”
Check	義歯の取りはずしは自分でできていないか 行為開始の声かけで“一部介助”としていないか 介助を受けている場合、 なぜ自分でできないのかの説明 ができているか

2-8 洗顔（介助の方法）

基準等	タオルの準備～水を出す～洗顔～顔を拭く～服の濡れの確認
注意点	準備も含む 。洗面所への誘導・移動や清掃は含まれない 全て介護者がやり直す⇒ “全介助” 行為そのものがない場合は類似行為で判断。それもなく、かつ不適切とまでいえない場合は“介助されていない” 行為開始の声かけは“一部介助”ではない
Check	行為開始の声かけで“一部介助”としていないか 介助を受けている場合、 なぜ自分でできないのかの説明 ができているか

2-9 整髪（介助の方法）

基準等	ブラシや整髪料の準備～くしなどで梳かす
注意点	準備も含む 。洗面所への誘導・移動や清掃は含まれない 散髪や洗髪は該当しない 全て介護者がやり直す⇒ “全介助” 行為そのものがない場合は類似行為で判断。それもなく、かつ不適切とまでいえない場合は“介助されていない” 行為開始の声かけは“一部介助”ではない
Check	行為開始の声かけで“一部介助”としていないか 整髪の必要がないのに代替行為で判断していないか 介助を受けている場合、 なぜ自分でできないのかの説明 ができているか

2-7~9

B「自分からはしようとせず全てに声かけ必要。」

→ 一部介助

↓

A「3年ほど前から意欲低下により自分からはしようとせず、タイミングをみて家族が声かけすると、歯磨きや洗顔はしぶしぶ始める。整髪は声かけしても自分ではしないため今は声かけをしておらず、週1回の病院受診の外出時に家族が整えている。歯磨きや洗顔の様子から整髪も声かけしたうえでブラシを持たせるとしぶしぶでもすると思われたため、整髪は“一部介助”とした。」◎

→ 口腔清潔 : 介助されていない

洗顔 : 介助されていない

整髪 : 一部介助

Point どのような声かけなのかがわからないので判断ができません。

排泄以外の項目で、行為開始の声かけのみ行われている場合は“見守り等”には該当しません。行為途中でも「声かけ」をしている場合や、行為を促す声かけの後も引き続き傍について見守っているような場合が”見守り等”になります。

この場合の整髪は、①本人は声かけではしようとしない、②家族は声かけを止めてしまった、③家族は声かけをしていただけでブラシの手渡しまではしていなかった、④歯磨きや洗顔は声かけでするので整髪も手渡しまですればしそうだ、と考えたものです。適切な介助としてではなく、迷ったケースとしました。

通常は、習慣として行っていないものとして“介助されていない”、か、全般的な意欲低下では“全介助”と判断すべきですが、このケースのように整髪がことさら口腔清潔や洗顔と異なったものとまで思われず、かつ各選択肢それぞれの境界と解釈できる場合では、迷ったマーク◎を付けて、審査会に判断を委ねることができます。**整髪や化粧はするが歯を磨かない人などもあります**ので、いろいろなパターンが考えられ、注意が必要です。

2-10 上衣の着脱（介助の方法）

基準等	普段使用している上衣の着脱
注意点	衣服の選択、準備、手渡しは含まれない(認知症高齢者等に対しても同じ) 手直しは毎回ではないため対象にならないという場合が多い 協力動作の有無に注意 行為開始の声かけは該当しない
Check	協力動作の有無を確認しているか 衣服の手直しはしなければならない程度か。頻度はどうか 行為開始の声かけで“見守り等”としていないか 着脱にどれぐらいの時間がかかっているか

B①「手渡しすれば自分で着られるが、気候に応じた服を選ぶことができず妻が着る服を決めている。」

→ 一部介助

↓

A①「自分で着ているが、前後ろが逆になったり着る順番を間違えたりすることがあり妻が声かけしながら渡している。また気候に応じた服を選ぶことができず妻が着る服を決めている。」

→ 見守り等

Point 認知症等により気候に応じた服を選ぶことができず手渡しもしていることから状態を確認すると指示や声かけが必要な状態でした。手渡しも衣服の選択も判断基準外で対象ではありませんが、指示や声かけをしていることから“見守り等”としました。

B②「調査時にブラウスを着ていたためボタンも自分でできたのかを聞くと、麻痺のため、自分ではできないので家族が手伝ってもらっているということだった。」

→ 一部介助

↓

A②「ブラウスのボタンなど服によっては麻痺のため、自分ではできず家族に手伝ってもらうが、普段はボタンのない服を着ており自分で着脱できている。」

→ 介助されていない

Point 普段着ている服で判断しますので、調査時の服が普段どおりかを確認しなければなりません。

2-11 ズボン等の着脱（介助の方法）

基準等	普段使用している下衣の着脱
注意点	衣服の選択、準備、手渡しは含まれない(認知症高齢者等に対しても同じ) 靴下の着脱は対象外とする 手直しは毎回ではないため対象にならないという場合が多い 協力動作の有無に注意 行為開始の声かけは該当しない
Check	協力動作の有無を確認しているか 衣服の手直しはしなければならない程度か。頻度はどうか 行為開始の声掛けで“見守り等”としていないか 着脱にどれぐらいの時間がかかっているか

B 「腰痛で腰が曲がらず妻がはかせている。」

→ 全介助

↓

A 「強い腰痛のため腰を曲げることができず妻が裾を通し膝上まで引き上げている。」

→ 一部介助

Point 麻痺や拘縮により更衣を介助していても、多くの場合は協力動作があったり部分的な介助がされていたりするものです。過剰介護の可能性も含めてきちんと聞取って判断することが大切です。

2-12 外出頻度（有無）

基準等	（ <u>調査日から過去1か月ぐらいの</u> ）30分以上の外出の頻度
注意点	同敷地内での移動は含まれない 目的・目的地・同行者の有無は問わない
Check	外出の頻度だけではなく、どこに、誰と、どうやって外出しているかを記述しているか

B 「通院1回/週、買い物2回/週。自分で車を運転して出かけるが、家族は心配して運転をやめさせたいと思っている。」

→ 週1回以上

↓

A 「通院1回/週、買い物2回/週。家が山際であるため病院もスーパーも近くになく自分で車を運転して出かける。運転はできるが歩行は困難で、車までは歩行器で何とかたどり着き、ドアにもたれながら歩行器を積み込み、スーパーの駐車場から店までは同様に歩行器、店内は車いすを使用している。家族（県外在住）は心配して運転をやめさせたいと思っているが、タクシーでは交通費がかかるため仕方なく自分の好きなようにさせている。」※

→ 週1回以上

Point 外出頻度としてではなく外出の様子書き方として例示しました。

5-5、7-1 に書くことも可能ですが、ここまで長い説明だと別書きにするほうが良いのかもしれない。

車を運転できる人は、その様子をきちんと審査会に伝えないと判定が軽くなる可能性があります。要注意です。 自転車に乗っていたり、（実は危険だとか）自転車を杖代わりに使ったりしている人も同様です。

この人の場合には、訪問診療や、配食、ネットスーパー、電話注文による商品宅配サービスなども可能な限り利用すべきだという考え方もできます。

第3群（認知機能）

3-1 意思の伝達（能力）

基準等	相手に意思を伝達できるかどうか 手段は問わない
注意点	内容の整合性は問わない 会話が困難なので意思伝達ができないとは限らない コミュニケーション能力で判断するのも不可 自発的な伝達がない場合は問いかけに対して相手に意思を伝えられるかどうかで判断する ・ <u>できる時とできない時とがある</u> ⇒ “ときどきできる” ・ <u>認知症等があり、限定された内容のみ伝達可能</u> ⇒ “ほとんどできない”
Check	本人からの意思伝達がない場合、問いかけへの応答で判断しているか

B①「調査時の質問が理解できず答えることができないため“できない”を選択。」

→ できない

↓

A①「調査時の質問が理解できず答えることができなかった。普段から施設職員の声かけにも応答することはほとんどないそうだが、お腹が減ったりしたときなどに『ごはん』と言うこともあるそうなので“ほとんど伝達できない”とした。」

→ ほとんど伝達できない

Point 応答能力を問うのではなく、対象者の「意思」の伝達能力を確認しなければなりません。こちらの質問が理解できていなくても「痛い」「やめて」「お腹空いた」など本人の伝えたいことについて確認するようにしましょう。

できる場合に「質問や会話に普通に答えており“できる”とした」とするのはよいのですが、できなかった場合に応答能力だけで判断して“できない”とするのは不十分です。

B②「自分から意思を伝えることはほとんどなく、職員が問いかけて確認している。」

→ ほとんど伝達できない

↓

A②「自分から話すことはほとんどないため、行事の参加希望など職員が問いかけてどうしたいのかを確認している。問いかけにはぼそぼそと簡単な答えであるが普通に返事をするそう。常時誰にでもできるわけではないため“ときどきできる”を選択した。」

→ ときどきできる

Point 応答能力だけで判断してはいけませんが、発語が少ない場合には問いかけに対して意思を伝達できるかどうかで判断することになります。このケースでは自発的には話さないが、質問には普通に返事をしているため“できる”や“ときどきできる”になります。

3-2 毎日の日課を理解（能力）

基準等	起床、就寝、食事等のおおまかな内容を理解 している 厳密な時間やスケジュールまで理解している必要はない
注意点	起床、就寝、食事等の時間を問うことで“できる”として判断をしてもよいが、 時間がわからないからと言って“できない”とはならない
Check	時間だけで判断していないか 短期記憶ができないことで判断していないか

B 『午前中の調査で「朝食は何時に食べましたか」と聞いたが困った様子で答えられなかった。』

→ できない

↓

A 『午前中の調査で「朝食は何時に食べましたか」と聞いたが困った様子で答えられなかった。家族に聞くと、食事やお風呂などのおおまかな順番は分かっていると思う、ということだったので”できる”とした。』

→ できる

Point 第3群では、どのように質問したらどう答えたかによって判断が変わることが多く、審査会でもどのように聞いたのだろうか、という議論になることがあります。時間を答えられたからOKというのはよいのですが逆はダメです。場合によっては同席者に聞いてみることも大切ですが「日課は理解できていますか」というような質問では、一般的な「日課」と言う言葉の印象と、調査の定義の「日課」の“ぬるさ”にギャップがあるので注意が必要です。「起床、就寝、食事等のおおまかな内容や順番は理解できていますか」などと具体的に聞く必要があります。

3-3 生年月日や年齢を言う（能力）

基準等	<u>生年月日か年齢のいずれかを答えることができる</u>
注意点	どちらか答えることができればよい 数日の違い、2歳までの違いは“できる” 月だけ違うような場合、◎を付けて審査会に判断を委ねる
Check	間違えた様子や返答を特記に具体的に記載しているか (ただし数字を書くのではない)

3 - 4 短期記憶（能力）

基準等	調査直前に何をしていたか を思い出すことができる
注意点	（“できる” ではない場合）必ず調査直前の行動を確認し、その結果を特記事項に記述すること 直前の行動で判断不能の場合には、調査員テキスト p 105 に記載されている三品によるテスト方法で確認する
Check	はじめに調査直前の行動の確認をしたか。時間が経ちすぎているか 三品によるテスト方法は正しいか。はじめからテストを実施していないか

B 「午前中の調査で朝食の内容を尋ねたが間違っていた。」

→ できない

↓

A ① 「朝食後間もない時間での調査だったので『私が来る前は何をしていましたか』と聞くと、朝食を食べていたと答えたが、食事の内容を聞くと間違っていた。短期記憶に問題はあるようであるが定義より選択肢は“できる”とした。」

→ できる

A ② 「朝食後間もない時間での調査だったので『私が来る前は何をしていましたか』と聞くと、朝食を食べていたと答えたが、食事の内容を聞くと間違っていた。家族によると毎日のように財布を探しており短期記憶に問題があることは明らかであると思われるため“できない”とした。」◎

→ できない

Point これも調査基準の“ゆるさ”が理解できる例です。

訂正例のように問題点があることを指摘して定義上“できる”とすることを基本としますが、全体的な印象や家族の説明から“できない”とすべき場合は迷ったマーク◎をつけて選択します。本来は三品による確認テストを行う必要があると考えます。

3 - 5 自分の名前を言う（能力）

基準等	姓または名のどちらかを答えることができる
注意点	旧姓も可
Check	間違えた様子や返答を特記事項に具体的に記述しているか

3-6 今の季節を理解する（能力）

基準等	調査日時点の季節を答えることができる
注意点	多少のずれは“できる” (いつも「秋」と答える人に対し秋に調査をしたような場合は要注意)
Check	正解の場合にどこからそう感じるかを確認した方がよい場合もある

B「秋と答え正答であった。」

→ できる

↓

A「質問に秋と答え正答した。どんなところで感じるかを聞くと『もうすぐ冬じゃがね』と言う。」

→ できる

Point たまたま正解した可能性もあります。相手の様子によっては同席者に聞くとか、「どんなところからそう感じるか」を聞いてみるべき場合があります。昨日栗を食べた、祭りも終わって、などの返答があれば、よりはっきりします。

3-7 場所の理解（能力）

基準等	「ここはどこですか」の問いに答えることができる
注意点	所在地や施設名を答える調査項目ではない 施設入所で病院と答える ⇒ “できる” 返答により自宅でないことが理解できている場合 ⇒ “できる”
Check	間違えた様子や返答を特記事項に具体的に記述しているか

B「ここはどこかを聞くと〇〇町の…と住所を答えた。施設での調査であるが自宅の住所だったため“できない”を選択した。」

→ できない

↓

A「ここはどこかを聞くと〇〇町の…と住所を答えた。それほどこの住所かと聞くと、家の住所よ、と言う。ここはご自宅ですかと聞くと、ほうよ家よ、といった。施設職員に聞くと、普段も施設を自宅だと思っていると説明があった。」

→ できない

Point 自宅か施設かの区別ができているかを確認する調査項目ですので、施設の住所を答え始めたような場合には追加質問をするべきです。もちろん同席者に聞いてもかまいません。

3 - 8 徘徊（有無）

基準等	目的もなく動き回る (目的なく) 歩き回る、車いすで動き回る、 ベッド上で這い回る 等も含む
注意点	外出による徘徊に限らない 鍵をかけた見守りすることによって徘徊できない場合は結果として徘徊していないので“ない”
Check	目的のない行動か 3 - 9（外出すると戻れない）と間違えていないか

B①「夜中にベッド上をゴソゴソする。毎日。」

→ ある

↓

A①「夜中にベッド上をゴソゴソ這い回る。毎日。」

→ ある

Point 「ゴソゴソ這い回る」は徘徊ですが「ゴソゴソと」手を動かしていたら徘徊にはなりません。ゴソゴソと何をしているのかが大切です。

ちなみに夜中に一定時間毎日あるからといって「昼夜逆転」が該当するわけではありません。

B②「いつのまにか出かけて、友人宅や知り合いの店を次々訪ね、夕方遅く捜し当てるまで帰ってこない。天気の良い日はほぼ毎日である。」

→ ある

↓

A②「天気の良い日はほぼ毎日いつのまにか出かけ、友人宅や知り合いの店を次々訪ねて帰ってこない。行先は多いがどこかはわかっており家人が捜し当て連れ帰っている。無目的な行動ではないため“ない”を選択。」

→ ない

Point 定義は「無目的」であり、かつ「ウロウロ」していることです。友人宅や知り合いの店だと目的を持って行動していますので、定義には該当しません。

3-9 外出すると戻れない（有無）

基準等	外出すると戻れない行動
注意点	施設で自室に戻れない場合も含む 自宅でトイレの場所等がわからない場合も含む
Check	3-8（徘徊）と間違えていないか

（頻度を省略して表記）

B①「食事などの後に施設内をうろうろしていたりする。」

B②「散髪の帰りに遠くまで勝手に行ってしまう。何キロも遠くへ行っていたこともある。家族が気をつけているが迎えに行くまでの間に出て行ってしまう。近所の人が見つけて連れて帰ってくれることもあるが、家族はその度に探し回っている。」

→ 徘徊 : ある
戻れない : ない

↓

A①「食事などの後に自分の部屋の場所を忘れ施設内をうろうろする。」

A②「昔から行っている近所の理髪店に行くが家に戻ってこれず、どこかへ歩いて行ってしまう。何キロも遠くへ行っていたこともある。家に戻れないことは分かっているので家族が気をつけているが理髪店から連絡があって迎えに行くまでの間に出て行ってしまう。近所の人が見つけて連れ帰ってくれることもあるが、家族はその度に探し回ることになる。」

→ 徘徊 : ない
戻れない : ある

Point いずれも「徘徊」と「外出すると戻れない」が区別できていない例です。どちらも確認して定義に照らし合わせると、「徘徊」はなく「外出して戻れない」が該当します。

①は施設内をうろうろしていると言っても自室に帰るためなので、目的があることから「徘徊」ではなく、かつ自室が分からなくなっているため「外出して戻れない」になります。

②も確認すると本人は出かけた先から家に帰ろうとしているので目的があり、かつ家への戻り方がわからなくなっています。

徘徊は無目的に行動していますから、家に戻る意思はありません。よってほとんどの場合は「徘徊」と「外出して戻れない」の両方に該当することはありません。

中途半端な確認や定義の理解だと間違えてしまうので気をつけましょう。

第4群（精神・行動障害）

4-1 被害的（有無）

基準等	物を盗られた等と被害的になる 「食べ物に毒が入っている」「自分だけ食事が無い」等の被害的な言動も含まれる
注意点	事実でない被害的なことを言うだけでは4-2（作話）は該当しない （被害的な言動のすべてが作話になってしまうことから） お金は自分で管理していないにもかかわらず「 <u>自分で管理できるのに</u> お金を盗られた」などと別な作話の要素がある場合は両方選択できる
Check	作話と混同していないか

（頻度を省略して表記）

B 「ヘルパーが〇〇を盗ったと事実でないことを事業所やケアマネに訴える。普段は週1回程度だが思い込みが激しくなると毎日何度もあちらこちらに電話する。」

→ 被害的：ある
作話：ある

↓

A 「ヘルパーが〇〇を盗ったと事業所やケアマネに訴える。元々家の中になかったものがほとんどであるが、なかったのか失くしたのかわからないものもある。普段は週1回程度だが思い込みが激しくなると毎日何度もあちらこちらに電話して訴え、市役所や警察にもたびたび電話する。どこの事業所ともトラブルになりヘルパーやヘルパー事業所をいくつも変更している。」

→ 被害的：ある
作話：ある

Point このケースのようにあちこちに自発的に働きかけているような場合に限っては、「被害的」と「作話」の両方が該当になりますが、通常は「物盗られ妄想」は「被害的」のみ該当になります。

作話の定義のひとつに「周囲の人に言いふらし混乱させる」というものがあります。「ご飯を作ってくれないと言う」と「～と近所の人に言う」とでは異なるように、「言いふらし」に該当するかどうかで両方該当するかどうかが変わってきます。

主張が事実でないからといって自動的に「作話」とセットになるわけではありませんので、状況を正確に把握する必要があります。

4 - 2 作話（有無）

基準等	事実と異なる話をする 自分に都合のいいように事実と異なる話をする ことも含まれる 自分の失敗の取り繕いで、ありもしないことを話す場合も含まれる
注意点	幻視・幻聴・妄想があるだけでは該当しない。 それらによる作話が起こった場合に該当する（どこまで詳しく聞き取ってきたかで評価が変わる可能性があることに注意） 「被害的」の言動で、周囲に言いふらし混乱させている場合は「作話」も該当となる 言い繕いでない場合は、自分からの話の発信かどうかを考慮する
Check	周囲に自ら言いふらしていないのに 4 - 1（被害的）と重複していないか

（頻度を省略して表記）

B①「昔〇〇の仕事をしていたと職員に話をする。いつも違う職業であり、またその職業に就いていたことはない。職員は聞き流しており特に対応は取っていないため“ない”とした。」

→ ない

↓

A①「昔〇〇の仕事をしていたと職員に話をする。いつも違う職業であり、またその職業には就いていたことはない。」

→ ある

Point ほかの何かの項目と勘違いしたのでしょうか。あと、評価の三軸の「有無」の項目は、4 - 1 2（ひどい物忘れ）以外は周囲の対応の有無ではなく、該当する行動が「ある」のか「ない」のかで判断します。

（頻度を省略して表記）

B②「よく壁に向かって本人にだけ見えている相手と話をしている。」

→ ある

↓

A② 4-2、13

「よく壁に向かって本人にだけ見えている相手と話をしているが、誰かにそのことについて話をするということはない。」

→ 作話 : ない

独り言 : ある

Point 例えば施設の誰かにその見えない人との会話について話をしていたら「作話」にも該当しますが、現状では「独り言」で判断します。

4 - 3 感情が不安定（有無）

基準等	喜怒哀楽の感情失禁が不自然なほど持続する または、 喜怒哀楽が不適切な場面や状況で突然起きる
注意点	感情の起伏が大きい場合、場面や状況から不適當ではない限り該当しない原因があつて怒り始めるなど不適當とは言えない感情の動きの場合、不自然なほど持続するかどうかで判断する うつ症状などの場合に安易にありとせず定義どおりに判断する
Check	気分の落ち込み程度ではないか 原因がある感情失禁の場合、不自然なほど長時間持続するか

（頻度を省略して表記）

B①「病気のことや先々の生活のことを考えると気分が落ち込み感情不安定になる。」

B②「麻痺のある手がうまく動かないことにイライラしだすと怒りっぽくなり、気に入らないことがあると妻に怒る。」

→ ある

↓

A①「病気のことや先々の生活のことを考えると、気分が落ち込んだり、食欲がなくなったりして発語が少なくなるが、不自然なほど持続するほどではないため、選択肢は“ない”とした。」

A②「麻痺のある手がうまく動かないことにイライラしだすと怒りっぽくなり、気に入らないことがあると妻に怒る。すぐわかない場面で突然怒り出すということではなく“ない”を選択。」

→ ない

Point 定義では「感情失禁が不自然なほど続く」か「不適切な場面で突然に泣いたり怒ったりする」ということですので、いずれのケースも特記事項の記述の状態では定義に該当しません。

特記事項では「感情が不安定…」という言葉を使うのではなく、具体的な表現に置き換えて記述してください。

4 - 4 昼夜逆転（有無）

基準等	夜間に何度も目が覚めるため疲労や眠気があり日中に活動できない または 昼と夜の生活が逆転し通常日中行われる行為を夜間に行っている
注意点	夜更かしや遅寝遅起きなどの生活習慣は該当しない 夜起きているときに何をしているか、どのくらいの時間かの確認が重要 蒸し暑いとか騒音などの生活環境により眠れない場合は該当しない 不眠やトイレに行くための起床は含まれない
Check	不眠が理由ではないのか、生活習慣ではないのか 異常としてとらえるべき程度か

（頻度を省略して表記）

- B①「夜間頻尿でほぼ一時間おきにトイレに行く。施設職員が眠れていないのではと心配するほどである。」
- B②「夜トイレに行った後ホールの椅子に座り、職員に「あんたおったん」と話しかけたりする。15分ほどして職員が部屋へ帰って寝るように促すと従う。」
- B③「ほぼ毎晩、夜に目が覚めるとテレビをつけて見始める。しばらくすると寝ているため職員がテレビを消す。」

→ ある

↓

A①②③とも 説明の加筆をした上で

「…。調査項目の定義とは合致しないため、選択肢は“ない”とする。」を加筆。

→ ない

Point ①はトイレ行くための起床として、②は日中の行為をし始めているとまでは言えないため、③は施設入所前からの習慣的なものであるため、それぞれ定義には該当しませんでした。

昼夜逆転の定義は、「夜間に何度も目覚め、そのため日中に活動できない」か「日中の行為を夜間に行うという昼夜の逆転」の2種類です。
夜間起きている間に何をしているのか、どのくらいの時間しているのかを確認することが重要になってきます。

4 - 5 同じ話をする（有無）

基準等	しつこく 同じ話をする 場面や目的からみて不適切な行動かどうかで評価
注意点	繰り返しが同じ日のうちか別の日か会う度かなども確認し特記に記述 独り言で同じことを繰り返している場合は、基本的には独り言で判断
Check	人に対してしている話か しつこいか。異常としてとらえるべき程度か

（頻度を省略して表記）

B①「ケアマネが訪問すると必ず以前誤診されたと同じ話をする。」

→ ある

↓

A① 1「ケアマネが訪問すると必ず以前誤診された話をするので「またか」と思うが、しつこいというほどではなく不適切な行動でもないため“ない”を選択した。」

→ ない

↓

A① 2「ケアマネが訪問し体調を尋ねると必ず以前誤診された同じ話をするが、しつこいという感じではない。ヘルパーに確認するとこんな時にはこの話とパターンがあるらしく以前と同じ話ではあるが場面と関連しており不適切というほどでもないようだ。“ない”を選択した。」

→ ない

Point しつこいか、異常な感じか、場面や目的から不適切な行動か、といった点で判断しましょう。

また、どんなときにそうした行動が起きるのか知りうる立場の人に確認することも大切です。

（頻度を省略して表記）

B②「いつも死んだ夫のことを話し出す。調査中も繰り返して話すため調査を進めるのが困難だった。」

→ ある

↓

A②「いつも死んだ夫のことを話し出す。調査中も質問に対して話し始めることが何度かあり調査を進めるのが困難なほどだったため『同じ話』と『話がまとまらない』で“ある”を選択する。」

→ 同じ話：ある

話がまとまらない：ある

Point 「作話」「同じ話」「独り言」「話がまとまらない」など、話し系の異常行動は複数の項目に重複している場合があります。

4 - 6 大声をだす（有無）

基準等	周囲に迷惑になる ような大声 場面や目的からみて不適當な行動であるかどうかで評価
注意点	大声を出すに至る過程や原因を確認する
Check	不適當な行動か。理由があるのではないか

（頻度を省略して表記）

B①「妻のおむつ交換の手際が悪いといって機嫌が悪くなり大声で怒る。」

→ ある

B②「麻痺のある手がうまく動かないことにストレスがあり、普段は我慢しているが鬱積がたまると怒鳴ったり怒ったりする。理由がある感情の動きの結果であるため“なし”とした。」

→ ない

↓

A①「妻のおむつ交換の手際が悪いといって機嫌が悪くなり大声で怒るが、近所への迷惑とはなっておらず妻もいつものことと受け流している。」

→ ない

A②「麻痺のある手がうまく動かないことにストレスがあり、普段は我慢しているが鬱積がたまると何でもないときに突然爆発したように怒鳴り出し手がつけられなくなる。本人も何に対して怒っているのかわかっていない様子である。」

→ 感情の不安定：ある
大声を出す：ある

Point 「怒る」理由がある場合は不適當な行動とまでは言えないことがあります。また理由があつたとしても不適當な場合もあります。

詳しい聞取りと特記事項の記述の訂正の結果、①は許容の範囲内、②は明らかな異常行動ということになりました。①のケースは、場合により、または妻の対応次第では該当になるでしょう。②は突然の行動でもあるので「感情の不安定」も該当としました。

4 - 7 介護に抵抗（有無）

基準等	介護に対する抵抗
注意点	言っても従わない場合は含まない （ 手をふり払う、たたく、しがみつくなど、介護者への直接的抵抗 としての行動で評価すべきものと考えられる）
Check	抵抗ではなく拒否ではないのか 着替えや排泄などの介護に対する抵抗か

（頻度を省略して表記）

B 「入浴に連れて行こうとするたびに、『嫌じゃ入らん』と言って拒否する。」

→ ある

↓

A 「入浴に連れて行こうとするたびに、『嫌じゃ入らん』と拒否するが、体がほとんど動かさないので職員はなだめながらお風呂に連れて行く。いざ洗い出すとおとなしくなり介助に困るということはない。言葉による拒絶であり行動による抵抗とはなっていないため選択肢は“ない”とした。」

→ ない

Point 定義上は「介護への抵抗」であり「言っても従わない」場合は該当しません。つまり、「拒否」や「言葉による拒絶」程度は含まれず、具体的に「たたく」「つねる」「ける」「払いのける」「噛みつく」「しがみつく」「ひっかく」などの直接的な身体的行動が定義の「抵抗」です。

言葉による拒絶で、ひどい暴言などで周囲にまで影響するほどであり、介護の手間がかかっているような場合には、「行動による抵抗はないが…であり」などと記述して採用できる場合も考えられます。この場合は迷ったマークの◎をつけておいてください。

4 - 8 落ち着きなし（有無）

基準等	「家に帰りたい」という意思表示があり、かつ 落ち着きのない状態である
注意点	「帰りたい」というだけ、あるいは落ち着きがないだけでは該当しない
Check	「帰りたい」と「落ち着きがない」の両方に該当しているか 4 - 9（一人で出たがる）と混同していないか

（頻度を省略して表記）

B①「夕方になると、家に帰りたいのか施設の玄関付近でそわそわしている。」

→ ある

B②「夕方になると、カバンを持って施設の事務所にきて、家に帰るのでタクシーを呼んでください、という。施設側は今日混んでいるみたいだからタクシーは明日呼ぶので今日は泊まりましょう、と毎回対応している。」

→ ある

↓

A①「…。帰りたいという意味の表明は行われていないため選択肢は“ない”とする。」
を加筆。

→ なし

A② 事務所に来た時の落ち着きのない様子を加筆して採用

→ ある

Point 「家に帰るという意思表示」と「落ち着きのない状態」の両方が揃って
いなければなりません。表題も「落ち着きなし」ではなく、正しくは
「『家に帰る』等と言い落ち着きがない」となっています。

表題を「落ち着きがない」ではなく「家に帰りたがる」と理解し直すと
間違いが減るのではないのでしょうか。

4-9 一人で出たがる（有無）

基準等	一人で外に出たがり 目が離せない
注意点	（鍵をかけるなど） 環境上の工夫で外に出ることがない場合や歩けない場合は含まれない 4-8（落ち着きなし）で採用したり、両方該当したりしないように注意
Check	環境上の工夫か、人的対応か 4-8（落ち着きがない）と混同していないか

（頻度を省略して表記）

B①「夕方になるとそわそわして外に出ようとするので、出ないように施設の職員が気をつけている。」

→ ない

↓

A①「夕方になるとそわそわして外に出ようとするので、施設の職員が気をつけており外出させていない。施設の人的な対応であり環境上の工夫で防止しているわけではないため“ある”とした。」

→ ある

Point 環境上の工夫か人的対応かによって判断は変わってきます。

（頻度を省略して表記）

B②「家に帰ろうとして勝手に外に出ようとする。目を離したすきに出ていたこともある。」

→ ある

↓

A②「『息子が待っているから帰る』といって勝手に外に出ようとする。目を離したすきに出ていたこともある。」

→ 落ち着きなし : ある

一人で出たがる : ない

Point 単に外へ出たがる（4-9）のと、家へ帰りたがる（4-8）は、きちんと確認すれば区別できるはずですが、両方該当のケースもないわけではありませんが、大抵はどちらかです。混同したり両方該当にしたりしないようにしましょう。

4-10 収集癖（有無）

基準等	いろいろなものを集めたり、 無断で持ってくる
注意点	性格や習慣で箱や包装紙をためている等ではなく、 明らかに周囲の状況に合致していない行動 として評価
Check	集めているのか、捨てないだけではないのか

（頻度を省略して表記）

B 「包装紙を捨てることができず、押入れがいっぱいになっている。」

→ ある

↓

A 「ギフトの包装紙を捨てることができず、1間の押入れが包装紙でいっぱいになっている。包装紙以外に貯まっているものはなく、スーパーのレジ袋や空き箱などが室内に積まれているということはない。昔からの習慣的、性格的なもの程度と思われ、選択肢は“ない”とした。」

→ ない

Point 物の種類や程度によっては明らかに異常と考えられます。このケースでも、包装紙だから一律に“ない”とするのではなく、収集の様子や保管の状況、家の中の様子から判断したものです。包装紙でも、集め方や保管の仕方、量などから採用すべき場合もあるでしょうし、家中部屋いっぱい箱がつまれていたりすると間違いなく採用するはずですが、「明らかに周囲の状況に合致しない行動」と言えるかどうか、境界上の場合もあると思います。

4-11 物や衣類を壊す（有無）

基準等	物を壊したり、衣類を破いたりする 明らかに周囲の状況に合致しないような物を捨てる行動 も含まれる
注意点	実際に壊れなくても破壊するような行動があれば評価する (壊れるものを置かないなど) 環境上の工夫で行動がみられない場合は含まれない
Check	破壊するような行動といえるか

B 「動かなくなったから直す、と言って掃除機や扇風機や電動のこぎりなどを分解し結局壊してしまう。このため1年間に掃除機や扇風機は3台買い換えている。1か月以内にもあったため“ときどきある”を選択。」

→ ときどきある

↓

A 「動かなくなったから直す、と言って掃除機や扇風機や電動のこぎりなどを分解し結局壊してしまう。このため1年間に掃除機や扇風機は3台買い換えている。結果として壊しているが、破壊しようとする行動ではないため“ない”とした。」

→ ない

Point 「結局壊してしまう」ということで家族は困っていることと思いますが、破壊するような行動ではないことから、定義には該当しません。

このケースは4-11としては“ない”ですが、他の4群の項目全体でいろいろな問題行動が表現されており、二次判定における参考となりました。項目の定義上該当とはならない行動でも臆せず記述しましょう。

4-12 ひどい物忘れ（有無）

基準等	物忘れによって何らかの行動が起きている または 周囲の者が何らかの対応を取らなければならない 認知症の有無や知的レベルは問わない
注意点	周囲が何らかの対応を取らなければならない場合、実際に対応されているかどうかは問わない 物忘れがあっても、それに起因する行動がなく、周囲の者が対応する必要もない場合 ⇒ “ない” 薬の飲み忘れしかない場合には、基本的には 5-1（薬の内服）で考慮するものとする。ただし、他に該当するような行動がないか十分に確認する
Check	物忘れによる行動か周囲の対応を要するような行動はあるか 5-1（薬の内服）と重複していないか

（頻度を省略して表記）

B 「家族の顔もわからない。」

→ ある

↓

A① 「家族の顔もわからなくなっており、何かにつけていつも他人に話すように説明し始める。家族が何かしようとする、人の家で勝手になにすんぞ、と怒り出すこともしょっちゅうあり、生活に大きな支障が出ている。家族は入院かグループホーム入所を考えている。」

→ ある

A② 「家族の顔もわからなくなっているが『どなたか知りませんが親切にありがとう』と礼を言い始める。デイでもトラブルは起こしておらず生活に困るということはない。行動や周囲の対応がないため “ない” を選択した。」

→ ない

Point 家族のこともわからなくなっているといっても様々なケースがあります。基準では「行動」か「周囲の対応」が必要ですので、ごくまれには2番目のような場合もあります。しかし、ここまでの症状の場合は、何かしらの行動や周囲の対応があるはずですので、詳しく聞き取って記述すべきです。「さっきのことも忘れる」場合も多くみられますが同様に考えてください。

4-13 独り言・独り笑い（有無）

基準等	意味もなく独り言や独り笑いをする 場面や状況とは無関係に（明らかに周囲の状況に合致しないにもかかわらず）独り言や独り笑いをする等の 行動が持続したり、突然現れたりする
注意点	（嫌なことがあり、不満を言うなどの）意味のある独り言は含まれない 性格的な理由等で独り言が多い等ではなく、場面や目的からみて不適当な行動であるかで評価
Check	異常としてとらえるべき程度か

（頻度を省略して表記）

B①「いつもニコニコしている。一人でいるときもニコニコと笑っている。」

→ ある

B②「いつもぶつぶつと何かを言っているがよく聞き取ることができない。周りに人がいても言っているが小さな声で誰かに迷惑がかかっているということはない。」

→ ない

↓

A①「いつもニコニコしている。一人でいるときもニコニコと笑っているが物静かに微笑んでいる程度で場にそぐわないほどではないため“ない”を選択する。」◎

→ ない

A②「小さな声で誰かに迷惑がかかっているということではなく、耳を近づけてもよく聞き取ることができず、意味もわからないが、いつもぶつぶつと何かを言っている。周りに人がいても一人でいるときもぶつぶつと言っている。」

→ ある

Point ①も②も行動としては定義に該当するものと思われます。

①は一人でいても笑っているので形式的には該当になると思われますが、静かにニコニコしているだけということを確認したものです。声を出して笑っていたり、高笑いをしたり、周りが気味悪く思ったりということがなく、調査員に確認すると場面から見て不適當とまで思わなかったということによって“なし”にすることになりました。笑い方が「黙って静かに」でしたから訂正しましたが、具体的に記述して迷ったマーク◎をつけて、審査会に判断を委ねることにしました。声を出して笑っていたり、声を出していなくても笑い方が異様であれば迷わず“ある”になるでしょう。

②も同様とは言えるのですが、ぶつぶつと一日中独り言を言うのはそれ自体で不適當な行動だろうということによって訂正しました。

4-14 自分勝手に行動する（有無）

基準等	明らかに周囲の状況に合致しない、自分勝手な行動 をする
注意点	「身勝手」「自己中心的」等の性格的なことではなく、 場面や目的からみて不適当な行動 であるかで評価する
Check	「本人にどういう状態で居てほしいか」で判断していないか 勝手なだけでありえる行動ではないか

（頻度を省略して表記）

- B① 「夜中にベッドから勝手に降りようとするのでセンサーマットを設置している。」
 B② 「勝手にカテテルを抜こうとするので職員が気をつけている。」
 B③ 4-9 と合わせて「夕方になると勝手に外へ出ようとするので職員が気をつけている。」
 B④ 「長男が畑仕事をしていると『何をしよんぞ、家へ入れ』と呼びに来る。畑じゃがねと言っても『わしはせんぞ、わしはいつでもええんか』と言い出し、家に入るまで言い続けて毎日仕事にならない。」
 → “ときどきある”や“ある”
 ↓
 A①② 「…。項目の定義とは合致しないため、選択肢は“ない”とする。」を加筆。
 → ない
 A③ 4-9 のみ採用。
 → ない
 A④ 少し説明の文を加筆して採用
 → ある

Point 定義でいう「明らかに周囲の状況に合致しない」「場面や目的からみて不適当な行動」の解釈が問題です。基本的には、デイの行事中に突然歌い始めるとか、施設での食事の最中に入浴しに行くと言え始めるなどのようにあくまでも「周囲との関係性が生じている場面において、ふさわしくない突飛な行動をする場合」が該当します。

①②の例は「**本人がどういう状態で居続けるべきか**」という「**周囲との関係性の無い場面**」なので**選択肢は“ない”と考えるべきです。**

③は4-9の「一人で出たがる」の単純例です。この他、「徘徊」「介護に抵抗」「落ち着きなし」「収集癖（無断で持ってくる）」「物や衣類を壊す」なども、その行為だけで勝手な行動と言えれば勝手な行動と言えます。そうするとこれらの行動はほとんど4-14とセットでチェックが入ることになります。こうした問題行動は、単純にどれかの調査項目の行動として認められる場合はその該当項目だけを採用し、4-14を採用することはありません。周囲との関係性のある場面において行動した場合には該当すると考えられます。

④はテキストの「夜中に買い物に行こうと家人を連れ出そうとする例」に相当するものと考えられます。一時的な行動としてではなく、繰り返されていることや近似事例を示して採用となります。

題名は「自分勝手な行動」ですが、「**突拍子も無い行動**」とか「**場に合わないおかしい行動**」と理解しましょう。

4-15 話がまとまらない（有無）

基準等	話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対し全く意図しない反応が返ってくるなど、話がまとまらず、会話にならない
注意点	性格や生活習慣などから、会話が得意でない（話下手）などではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動かどうかで評価
Check	話が長く話をやめないだけではないか 話題は繋がっていないか

（頻度については省略して表記）

B「話し始めると一人で勝手にしゃべり続けて会話にならない。」

→ ある

↓

A「娘が訪問して話し始めると、一人で30分くらいしゃべり続け会話にならない。娘は何かタイミングを見計らって用事を済ませている。話の内容がいつも同じという訳ではなく、内容に一貫性がないということでもないそうなので選択肢は“ない”とした。」

→ ない

Point 定義している問題行動は、①話に一貫性がない、②話題が次々変わる、③質問と答えが不一致ということなので、この3つのどれに当てはまるかを厳密に判断する必要があります。

このケースでは、元々おしゃべり好きで多少自己中心的な性格の人が、ときどき訪ねてくる娘に対し、たまっていた話題を一気に話している、というタイプと考えられ、一応“ない”としました。

精神疾患が考えられる場合などでは、①～③のいずれかに該当するものと思われるため、話の内容がどうなのか客観的に聞取る必要があります。このケースも、娘が控えめに表現していた可能性があり要注意です。認定調査員に対しての応答や態度も記述すべきでしょう。

第5群（社会生活への適応）

5-1 薬の内服（介助の方法）

基準等	薬や水を手元に用意する～ 薬を口に入れる （飲む）
注意点	服薬時間や量を本人が理解する能力は問わない インスリン注射や塗り薬の塗布は含まれない 通常は 口に入れる介助がなければ“全介助”にはならない 内服がない場合、処方された場合を想定し、適切な介助の方法を採用 飲む量の指示や確認 ⇒ “一部介助”
Check	インスリンや塗り薬で判断していないか 薬を口に入れていることで“全介助”にしているか なぜそうしているのかがわかる特記事項の記述や全体の組み立てとなっているか

B 「施設職員が薬を口に入れて飲んだかどうかを確認しているが、施設の都合によるものなので“一部介助”とした。」☆

→ 一部介助

↓

A 「施設職員が薬を管理し、食後などに職員が準備し薬を口に入れて飲んだかどうかを確認しているが、自分で管理できる人も含めて入所者全員に対し行っている。本人の能力としては自分で服薬管理が全てできる人なので施設の都合による過剰介助と思われ、薬の保管管理の必要性を考慮し“一部介助”とする。」☆

→ 一部介助

Point この特記事項の記述例のポイントは、①全介助か、②過剰介護か、③説明しきれているか、の3点です。

①は口に入れている点で外形的には“全介助”になります。その時点で準備も職員がしているのだろうとは推測できますが、基準には準備と口に入れるの二つの要素がありますので加筆することにしました。

②はかなり微妙です。本人の認知症の有無や度合、管理能力という側面がある一方で、健康管理や薬の管理の面についての施設の方針もあるでしょう。また、他の入所者もいる中で、この人には口に入れるがこの人は自分で飲んでもらう、この人は自分で飲んでもらうが落とさないように気をつける…などの個々の管理が可能なのか、入所者間の受け取り方の違いも出てくるでしょうから簡単には判断できません。しかし明らかに自分で服薬も管理もできる人に対し口に入れるところまでする必要はないはず、ということでしたので判断はそのままとしました。

③は、調査員が②のように判断した内容を審査会で理解してもらえる表現ができているか、という点で十分ではないので、①のことも踏まえて加筆訂正したものです。

詳しい説明も冗長となってはいけませんが、単純な選択でない場合や行動が特殊な場合などではしっかり記述するという割り切りが大切です。

5-2 金銭の管理（介助の方法）

基準等	自分の所持金の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算等の一連の行為
注意点	金銭の出し入れは含まれない 手元に現金等を所持していない場合でも、年金、預貯金、給付金等の管理の状況で判断 小遣い銭等を自分で管理している ⇒ “一部介助”
Check	お金の出し入れで判断していないか 通帳は誰が管理し、小遣い銭は本人が管理しているか なぜそうしているのかがわかる特記事項の記述や全体の組み立てとなっているか

B①②③「入院中であり家族が管理している。」

→ 全介助

↓

A①「長期入院中のため現在は家族が通帳などを預って管理しているが、入院前は自分で管理しており、現在も年金や家計の出入金などは把握している。」

→ 介助なし

A②「入院中で認知症もあるため家族が全て管理しているが、売店での購入などに少額を持たせている。」

→ 一部介助

A③「入院中で認知症もあるため家族が全て管理している。本人にお金への執着があるため一定額は本人に持たせているが使う機会もなく持っているだけである。」

→ 全介助

Point 訂正前はなぜそうしているのかが全く分かりません。表面的な確認しかできておらず十分な調査ができているとは言えません。

入院中の場合は大きく分けてA①～③のようなケースが多いようです。なぜそうしているのか、小遣い銭はどうしているのかをきちんと聞取る必要があります。

入院中に限らず在宅者や施設入所者についても本人の能力や理由の把握に気をつけてください。特に独居で認知症状がみられるような場合には適切な介助の方法を採用すべき場合もあると思われますので、調査において十分な状況把握をお願いします。

5 - 3 日常の意思決定（能力）

基準等	毎日の暮らしの活動で意思決定ができる
注意点	<p>見たいテレビ番組やその日の献立、着る服の選択など（毎日の暮らしにおける活動）に関する意思決定ができるが、ケアプラン作成や治療方針への合意など（特別な場合）には指示や支援が必要 ⇒ “特別な場合を除いてできる”（I-10⑦）</p> <p>ケアプランの作成などで周囲と相談して…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で決めたり自分の希望が言えたりできる ⇒ “できる” ・決定を周囲に委ねるが、日常生活で判断できている ⇒ “できる” ・周囲が決める。周囲に勧められたまま or 周囲の助言に同意 ⇒ “特別な場合を除いてできる” <p>普段は意思決定ができないが、見たいテレビ番組やその日の献立、着る服の選択などの意思決定をすることがある ⇒ “日常的に困難”</p>
Check	<p>通常あり得る程度の相談ではないか。決定は自分でできないのか 電話・来客や宅配などに適切な対応ができていないか</p>

B 「ケアプランの相談のときは長男が同席し支援している。」

→ 特別な場合を除いてできる

↓

A 「ケアプランの相談のときは長男が同席し相談して決めているが、支援がなければ決定できないということはない。日中独居で電話や来訪者への対応もできており“できる”を選択する。」

→ できる

Point 同席があり相談しているからといって必要な「支援」でしょうか。ケアプランの相談の場には同席者もいて、多くの場合は同席者の意見も聞くこととなりますが、そのことで「意思決定」ができない状態ではないはずです。自分の希望を言ったりできる、最終的な結論を理解し返答できているような人も数多くいます。

日中の行動や外部への対応などを含めて、総合的に判断すべきです。

5 - 4 集団への不応適（有無）

基準等	家族以外の人 の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できないなど、明らかに周囲の状況に合致しない行動
注意点	性格や生活習慣などの理由から、家族以外の人の集まりに参加することが好きではない、得意ではないなどではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動で評価 集団との関係で適応できていない状況で評価するのではない
Check	集団への参加に対して強い拒否か 集団になじめていないことで判断していないか

B（4群の感情的になる問題行動を前提として）

「施設の入所者が怖がっており施設になじめていない。」

→ ある

⇓

A「施設の入所者が怖がっており施設になじめているとは言えないが、施設行事などには本人は喜んで参加しており、行事中に問題行動を起こすこともないため選択肢は“ない”とした。」

→ ない

Point 調査項目の定義は「家族以外の人の集まりに参加することを強く拒否」したり「適応できない」行動であって「**適応できていない**」という様子や状況で判断するのではありません。つまり、本人から見て参加を強く拒否することが基本の考え方です。

従って施設職員からすると明らかに「周囲から浮いている状態」として適応できていないと思えた場合であっても、このケースのように“ない”となります。ただし、参加している場で問題となる行動を起こし、職員が別室に連れていかなければならないような場合は「明らかに周囲の状況に合致していない行動」と明記した上で“ある”にすべき場合もあると考えられます。

5-5 買い物（介助の方法）

基準等	食材、消耗品等の日用品 を選び（必要な場合は陳列棚から商品を取り）、代金を支払う
注意点	インターネットでの注文や共同購入などは“介助されていない” 家族やヘルパーなどに買い物を依頼する場合は、「買い物の依頼」「頼んだ人への支払い」も含めた一連の行為で判断し、ベッド上から 買ってほしいものを指示し、物品の手配のみをヘルパーが行っている場合は“一部介助”とする 食事の提供のある施設は食材の購入を毎日していると考え、基本的には“全介助”とする
Check	食材・日用品の買い物で判断しているか

B①「欲しいものを妻に頼んで買ってもらう。」

→ 一部介助

↓

A①「食材や日用品は全て妻が購入しているので“全介助”を選択。欲しいものがあれば妻に頼んで買ってもらう。」

→ 全介助

Point 「頼んで買ってもらう」場合には、それが食材や日用品で買いに行く行為のみを頼んでいるのであれば“一部介助”、日々の食材や日用品を依頼するのでなく欲しいもの（菓子類など）の依頼であれば“全介助”だと考えてください。

B②「買い物は妻がしているが、自分の欲しいものは自分で買いに行く。買い物をする能力はあるため“介助されていない”とした。」

→ 介助なし

↓

A②「自分の欲しいものは自分で買いに行くが、日用品や食材は妻が買い物をしている。」

→ 全介助

Point 評価の三軸でいう“能力”ではなく“介助の方法”の調査項目ですので、買い物の“能力”で判断すべきではありません。入院中や施設入所の場合で全介助になるのは、自立を阻害していると言えないので“全介助”になるのと同様に、このケースのような場合には“全介助”になると考えましょう。

独居者で能力がありながらヘルパーが買い物をしていて自立を阻害していると考えられる場合には“適切な介助の方法”を採用し“介助されていない”を選択することはできます。夫婦間の買い物は実際の状況どおりに判断するほかはないと思われれます。

5 - 6 簡単な調理（介助の方法）

基準等	対象者の日々の食事について「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」「即席めんの調理」のうち該当するものを特定し、それに対して介助が行われているかどうかで評価
注意点	配下膳、後片付け、食材の購入、お茶やコーヒーなどの準備は含まれない おかずの調理は含まれない 施設での食事は「炊飯」は施設による介助、「加熱」「即席めん」は発生していないと考え、基本的には”全介助”とする 経管栄養で流動食の温めをしている場合、「レトルト食品の加熱」として評価。温めをしていない場合は“介助されていない” 配食弁当は「炊飯」はないものとし、「加熱」は状況により判断する 外食や惣菜購入のみで調理自体がない場合 ⇒ “介助されていない”
Check	副菜の調理で判断していないか 「炊飯」「加熱」「即席めん」の該当は確認できているか

B ① 「炊飯は同敷地内に住む娘が行い、おかずは配食弁当を利用している。該当する炊飯の介護の状況より“全介助”を選択した。」

→ 全介助

↓

A ① 「炊飯は同敷地内に住む娘が行い、おかずは配食弁当を利用し、電気ポットのお湯を入れて即席のカップみそ汁を自分で作っている。麺ではないが同等の調理行為とみなし“一部介助”とした。」◎

→ 一部介助

Point 訂正前から「炊飯」「加熱」「即席めんの調理」の状況により判断できていますが、カップみそ汁の調理を迷った◎マークをつけて「即席めんの調理」と同等とみなしました。

この調査項目は、評価の三軸でいう「能力」ではなく「介助の方法」ですので、その人その人の状況により変わってきますが、このように食事の状況を具体的に確認すると判断が異なってくる場合があります。

B ② 「炊飯は自分でしているが、おかずは全て娘が作っている。味噌汁の温め直しもできる。」

→ 一部介助

↓

A ② 「炊飯やお汁の温めを自分でしており“介助されていない”。おかずは全て娘が作っている。」

→ 介助されていない

Point 副菜の調理は定義に該当しません。この場合では「炊飯」「加熱」が対象となり、自分でしていますので“介助されていない”になります。

第6群「過去14日間にうけた特別な医療」

- ※1 **医師の指示に基づき、看護師などによって実施される行為に限定される。**
家族、介護職種の行う類似行為は含まれないが「気管切開の処置」における開口部からの喀痰吸引（気管カニューレ内部の喀痰吸引に限る）および「経管栄養」は、必要な研修を修了した介護職種が医師の指示の下に行う場合は含まれる。
したがって、本人や家族や施設職員によって行われる「酸素療法」「ストーマの処置」「じょくそうの処置」や、家族が行う「経管栄養」などは定義に該当しない。
- ※2 医師の指示が調査日から過去14日以内である必要はない。
- ※3 **継続して実施されているもののみが対象**で、急性疾患への対応は含まれない。
- ※4 **調査時点で処置が終了していれば、調査日から過去14日以内に実施していたとしても含まれない。**
- ※5 実施頻度、継続性、実施者、医療行為が必要である理由を特記事項に記述する。
- ※6 「疼痛の看護」は、**末期がん患者に対するペインコントロールに相当するひどい痛みが対象**であり、これらに対し鎮痛剤の点滴（「点滴の管理」にも該当）、硬膜外持続注入、座薬、貼付型経費吸収剤、注射が行われている場合であって、**痛み止めの内服治療は該当しない。**
- ※7 「点滴の管理」は、実施されていなくても必要に応じて点滴が開始される体制にあれば含まれる。
- ※8 「経管栄養」は、投薬目的で胃管が留置されている場合は該当しない。

第7群「障害高齢者の日常生活自立度」「認知症高齢者の日常生活自立度」

認定調査員テキストには「判断基準」と「見られる症状・行動の例」が示されていますが、該当する状態や行動例を特記事項に列挙しただけで選択根拠としているものが多くみられます。これらを判断の根拠の一部として記述することはよいのですが、まず「判断基準」をもとにランクを判断するようにしてください。

日常生活自立度は、一次判定の要介護1と要支援2の振り分けや認知症加算、統計調査（認知症高齢者数の類推）などで活用されますので、慎重に判断してください。

STEP 1 全体像から本人の状況を把握する

STEP 2 「判断基準」に基づき該当する日常生活自立度を選択。個々の行動例や必要な介護の種類だけで判断しないこと。また、必要とされる介護が身体機能によるものか認知症によるものかを峻別して判断する

7-1 「障害高齢者の日常生活自立度」は、外出の様子、移動の様子、座位保持の様子、移乗の様子、臥床の程度に注目し総合的に判断する

7-2 「認知症高齢者の日常生活自立度」は、意思疎通の状況、問題行動の状況、介護の手間の必要度や頻度に注目し総合的に判断する

STEP 3 「見られる症状・行動の例」を参考にし、他の特記事項から説明として記述すべき要素を決める

必要であれば他の調査項目での特記事項の説明を見直す

7-1

B「ベッド上の生活で車イス、移乗に介助必要(B2)」



A「食事摂取は自分で行うがポータブルトイレでの排泄に介助が必要。一日ほぼベッド上の生活で車イスへの移乗にも介助が必要なため“B2”を選択。」

7-2

B「服薬管理や金銭管理が必要で着替えや食事に介助が必要(Ⅲa)」



A「着替えや食事に若干の介助が行われているが、意思疎通は多少の困難さがみられる程度で、物忘れに伴う服薬管理や金銭管理などに支援があれば独居生活は続けられると思われるため“Ⅱb”とした。」

7-1 障害高齢者の日常生活自立度

自立	まったく障害などを有しない		
J	日常生活がほぼ自立して いて、 独力で外出可能	-1	交通機関で 遠くまで外出できる
		-2	近所への外出はできる
A	生活は概ね自立している が 介助で外出	-1	日中はベッドから離れている時間が多い
		-2	日中も寝たり起きたりしており、外出頻度が少ない
B	食事、排泄、着替えのいずれかに援助が必要で、1日の大半をベッド上で生活	-1	自分で車いすに移乗でき、食事も排泄もベッドから離れる
		-2	介助で車いすに移乗 食事か排泄に援助が必要
C	寝たきりで食事、排泄、着替えのすべてにおい援助	-1	自力で寝返りができる
		-2	自力で寝返りができない

7-2 認知症高齢者の日常生活自立度

自立	認知症の症状はみられない		
I	何らかの認知症はあるが生活はほぼ自立		
II	生活に支障をきたすような行動や意志疎通の困難さが多少みられるが、 誰かが注意していれば生活できる	- a	主に 家庭外 でみられる
		- b	家庭外でもみられるが、 家庭内 でも見られる
III	生活に支障をきたすような行動や意志疎通の困難さがみられ、 介護が必要	- a	日中 の行動中心
		- b	夜間 の行動がみられる
IV	生活に支障をきたすような行動や意志疎通の困難さが頻繁にみられ、 常に介護が必要		
M	著しい精神症状や行動障害、重篤な身体疾患がみられ、専門医療が必要		

Ⅱ－５ 認定調査における注意点

調査前の注意点

- ① 調査対象者が発熱や急病等によって状況が一時的に変化し、適切な認定調査が実施できない場合は、**心身の状態が安定した後**にあらためて調査日を設定し、認定調査を実施する。
- ② 退院後に認定調査を行う場合は、**退院直後ではなく、生活環境に馴染み、心身の状態が安定した後**に認定調査を実施する。
- ③ 認定調査の日程調整はなるべく早く行い、認定調査の遅れにより、審査判定に支障が生じることがないように努める。
- ④ **調査対象者の前で話しにくいことがないかを事前に調査同席者に確認し、ある場合は別途聞き取り場所等を調整する。**

調査上の注意点

- ① 基本的には、「目に見える」、「確認し得る」という事実によって、調査を実施することを原則とする。
- ② できるだけ調査対象者、調査同席者双方から聞き取りを行うように努める。また必要に応じて、調査対象者、**調査同席者から個別に聞き取る時間を設ける**ように工夫する。
- ③ **医療機関での調査の場合、調査同席者のほか、調査対象者の日頃の状況が分かる医療ソーシャルワーカーや担当の看護師等には必ず聞き取りする。**
介護施設等での調査も同様に、調査対象者の日頃の状況が分かる施設職員に必ず聞き取りする。